

平成 2 9 年

第 2 回西原村定例会会議録

平成 2 9 年 6 月 1 3 日

平成 2 9 年 6 月 1 6 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

平成 2 9 年第 2 回定例会会期日程表

月 日	曜	区 分	日 程	備 考
6 月 1 3 日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会期決定 ・諸般の報告 ・村長提案理由説明 ・委員会審査報告 ・請願書審議 ・陳情書審議 ・休会の件について ・全員協議会 ・常任委員会 	
6 月 1 4 日	水	休 会		
6 月 1 5 日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（2名） ・議案審議 （報告第1号～第2号、承認第1号～第5号、議案第25号～第28号） 	
6 月 1 6 日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議案審議 （議案第29号～第32号、同意第2号） ・発議第1号 ・委員会審査報告 ・組合議会報告 ・委員会の閉会中の継続審査申出 ・委員会の閉会中の継続調査申出 	

提 出 議 案 等

(平成29年6月13日提出)

(村長提出議案)

- 報告第 1号 平成28年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 2号 平成28年度西原村中央簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 承認第 1号 専決処分の報告及び承認について「(専第1号)西原村税条例の一部を改正する条例の制定について」
- 承認第 2号 専決処分の報告及び承認について「(専第2号)平成28年熊本地震による災害被害者に対する西原村村税等の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について」
- 承認第 3号 専決処分の報告及び承認について「(専第3号)西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」
- 承認第 4号 専決処分の報告及び承認について「(専第4号)平成28年度西原村一般会計補正予算(第11号)について」
- 承認第 5号 専決処分の報告及び承認について「(専第5号)平成28年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について」
- 議案第25号 西原村地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第26号 西原村課設置条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 西原村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 西原村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 議案第29号 工事請負契約の締結について

- 議案第30号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第31号 平成29年度西原村一般会計補正予算（第1号）について
- 議案第32号 平成29年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 同意第2号 西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

(平成29年6月15日提出)

(一般質問)

1番 坂本隆文君 2番 上野正博君

(平成29年6月16日提出)

(議員提出議案)

発議第1号 西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣について

目 次

第1号（6月13日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名について	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 諸般の報告	5
日程第 4 村長提案理由説明（報告第1号～第2号・承認第1号～第5号・議案第25号～第32号・同意第2号）	6
日程第 5 委員会審査報告	11
日程第 6 請願書審議	13
日程第 7 陳情書審議	15
日程第 8 休会の件について	15
散 会	15

第2号（6月15日）

議事日程第2号	17
応招議員氏名	19
出席議員氏名	20
事務局職員出席者	20
説明のため出席した者の職氏名	21
開 議	22
日程第 1 一般質問	22
（坂本隆文）	22
・ 大切畑ダムの問題について	
・ ふるさと納税について	
（上野正博）	29
・ 熊本地震で特に被害の大きかった地域の集落再生について	
・ 野焼きでの焼死事故防止について	
日程第 2 報告第 1号 平成28年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	37
日程第 3 報告第 2号 平成28年度西原村中央簡易水道事	

			業特別会計繰越明許費繰越計算書の 報告について ……………	4 0
日程第 4	承認第 1 号	専決処分の報告及び承認について 「(専第1号) 西原村税条例の一部 を改正する条例の制定について」 ……………	4 1	
日程第 5	承認第 2 号	専決処分の報告及び承認について 「(専第2号) 平成28年熊本地震 による災害被害者に対する西原村村 税等の減免に関する条例の一部を改 正する条例の制定について」 ……………	4 2	
日程第 6	承認第 3 号	専決処分の報告及び承認について 「(専第3号) 西原村国民健康保険 税条例の一部を改正する条例の制定 について」 ……………	4 4	
日程第 7	承認第 4 号	専決処分の報告及び承認について 「(専第4号) 平成28年度西原村 一般会計補正予算(第11号)につ いて」 ……………	4 5	
日程第 8	承認第 5 号	専決処分の報告及び承認について 「(専第5号) 平成28年度西原村 国民健康保険特別会計補正予算(第 4号)について」 ……………	4 8	
日程第 9	議案第25号	西原村地方教育行政の組織及び運営 に関する法律の一部を改正する法律 の施行に伴う関係条例の整理に関す る条例の制定について ……………	4 9	
日程第10	議案第26号	西原村課設置条例等の一部を改正す る条例の制定について ……………	5 1	
日程第11	議案第27号	西原村職員定数条例の一部を改正す る条例の制定について ……………	5 2	
日程第12	議案第28号	西原村農業委員会の委員及び農地利 用最適化推進委員の定数に関する条 例の制定について ……………	5 4	
散 会			5 6	
第3号(6月16日)				
	議事日程第3号		5 7	
	応招議員氏名		5 8	

出席議員氏名	5 9
事務局職員出席者	5 9
説明のため出席した者の職氏名	6 0
開 議	6 1
日程第 1	議案第 2 9 号 工事請負契約の締結について	6 1
日程第 2	議案第 3 0 号 工事請負変更契約の締結について	6 2
日程第 3	議案第 3 1 号 平成 2 9 年度西原村一般会計補正予算 (第 1 号) について	6 3
日程第 4	議案第 3 2 号 平成 2 9 年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について	7 4
日程第 5	同意第 2 号 西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	7 5
日程第 6	発議第 1 号 西原村議会会議規則第 1 2 9 条に伴う議員派遣について	7 6
日程第 7	委員会審査報告	7 6
日程第 8	組合議会報告	8 1
	・益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会	
日程第 9	委員会の閉会中の継続審査申出	8 2
日程第 1 0	委員会の閉会中の継続調査申出	8 3
閉 会	8 3
署 名	8 5

第 1 号 (6 月 1 3 日)

平成29年第2回西原村議会定例会会議録

平成29年6月13日、平成29年第2回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成29年6月13日（火曜日） 議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 村長提案理由説明（報告第1号～第2号・承認第1号～第5号、議案第25号～第32号・同意第2号）
- 日程第 5 委員会審査報告
- 日程第 6 請願書審議
- 日程第 7 陳情書審議
- 日程第 8 休会の件について

1、応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	坂 園 まゆみ 君
議会事務局書記	松 永 誠 司 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
教育長	曾我敏秀君
総務課長	西山春作君
企画商工課長	高本孝嗣君
教育課長	塚元利文君
会計管理者	中村義光君
税務課長	佐藤光弘君
産業課長	吉田光範君
住民課長	藤吉昌也君
保育園長	前川ちずる君

○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

第2回の定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、平成29年第2回西原村議会定例会を開会します。

ただいまより本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおりと行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番議員、中西義信君、5番議員、西口義充君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、6月6日に行われました議会運営委員会で本日13日より16日までの4日間と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、よって会期は、本日13日より16日までの4日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

諸報告として、議長より、会議規則第129条ただし書きの規定により、議員の派遣について報告します。

5月10日から12日の間、新潟県長岡市で全議員による視察研修を行いました。山の暮らし再生機構の山口氏に「中越防災安全推進機構が目指したもの」と題して講義をいただき、磯田長岡市長との面会に際しては、「西原村が次のステージに向かうお手伝いできれば」と温かい言葉をいただきました。

その後、震災の復旧復興の取り組みについて研修し、復興住宅の視察、山古志・木籠地区住民との懇談会を行いました。本村においても、住民の思いを尊重し、住民が主体となる復興を目指していくかが重要であると痛感いたしました。

次に、兵庫県より依頼があり、5月26日に神戸市教育会館で開催された兵庫県市町村職員防災基本研修会に堀田議員を講師として派遣しました。

また、5月31日、全国の町村議会議長と副議長が一堂に会して、平成29年度町村議会議長・副議長研修会が東京の中野サンプラザホールで開催され、「災害時の議会の役割」と題して今井照福島大学教授の基調講演が行われ、その後、「議長・副議長のあり方」と題して田口一博新潟県立大学准教授の基調講演が行われました。

また、翌日の6月1日には、全国町村会会館において熊本県内の町村正副議長による熊本県選出国會議員への政策要望を行いました。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第4、村長に提案理由の説明を求めます。

(村長 日置和彦君 登壇 説明)

○村長(日置和彦君)おはようございます。

平成29年第2回西原村議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員各位には公私ともにご多忙の中、全員のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

平成29年がスタートして2カ月が経過し、地震が発生して1年2カ月となろうとしております。本年4月14日は県主催で、15日は西原村の熊本地震犠牲者追悼式がそれぞれ開催され、多くの方に参列していただき、復興への思いを改めて感じたところであります。特に村の追悼式では、式外行事で子どもたちによる合唱や学習発表等では多くの来賓の誰もが心を打たれ、涙を誘う感動的なものでありました。子どもたちに感謝したいと思います。また、村民球技大会や中学校の体育大会も天気にも恵まれ開催することができ、久しぶりに歓声と笑顔を見ることができました。

そして、5月13、14日は、村内道路の春の清掃活動が行われ、16日の品評会に備えて仮設住宅からもそれぞれの集落に帰り、地域を守る郷土愛の強固なものを感じさせられました。

さらに、5月28日は隔年ごとに行っている発災対応型防災訓練を実施しましたところ、2,442名の参加をいただきました。昨年の地震を教訓に中身の濃い訓練でありました。我々は、訓練の必要性和大切さを昨年の地震でひしひしと実感させられました。私たちは、被災地として今後あらゆる災害に備えて常在戦場の心構えで緊張感を常に持ち続けてまいりたいと思います。

実は、一昨年の6月の定例会で私は、発災対応型防災訓練についてこのような話をさせていただきました。訓練想定として、8月30日午前8時30分、布田川断層を震源とするマグニチュード7.0の地震が発生し、阿蘇地域の各地域で震度6弱、6強を観測、前日までの大雨で地盤が軟弱となっていたことから、複数箇所土砂災害が発生し、道路が寸断し、孤立集落が発生したという想定と、阿蘇中岳が突然大噴火を起こし、噴火警戒レベル3を発表したという想定でありました。

このことは、熊本地震が発生すると予知していたかのごとく訓練から7カ月後に発生した熊本地震は、訓練想定と全く同じで本村に未曾有の大災害をもたらしました。4月に発生した震度7の地震から、6月には梅雨の大雨、10月は阿蘇中岳の爆発的噴火等、想定した災害が全て発生し、訓練の重要性、そして訓練の成果を身をもって感じたところであります。ことしも6月6日に梅雨入りが発表され、つい先日の9日には西原村災害対策会議も関係機関

に参加していただき、開催させていただきました。ことしこそ災害のない1年になればと願っておりますが、災害はいつ発生するか予測が困難であります。想定内だけではなく、想定外も想定しながら毎日の生活を営み、まずは復興に向け全力を傾注し、今こそ議員各位と心をつなげて、被災者と村民の方々の一日も早い生活基盤の確立を図れるよう負託に応えなければならないと思っております。

今後とも、議員各位のご指導を仰ぎ、ご協力をよろしくお願い申し上げ、提案理由の説明をさせていただきます。

それでは、本定例会に提案しております議案につきまして説明をさせていただきます。

報告第1号、平成28年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

今回、報告いたします事業といたしましては、総務費5件、衛生費1件、農林水産業費3件、土木費1件、消防費3件、災害復旧費5件の合わせて18件の事業です。翌年度繰越額といたしましては62億429万2,000円を計上しております。その財源といたしましては、既収入特定財源8万2,000円、未収入特定財源国・県等の補助金42億1,569万9,000円、地方債12億8,600万円、その他の特定財源1,090万5,000円及び一般財源6億9,160万6,000円となっております。これらの事業につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告をさせていただくものであります。詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

報告第2号、平成28年度西原村中央簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

この繰越明許費につきましては、昨年の熊本地震に伴う水道管の本復旧工事の18本でございます。詳細につきましては、産業課長よりご報告いたします。

承認第1号、専決処分の報告及び承認について「(専第1号)西原村税条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

この条例の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、西原村税条例の一部の改正を行い、平成29年4月1日から施行する必要がある、このための議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきました。詳細につきましては、税務課長よりご説明いたします。

承認第2号、専決処分の報告及び承認について「(専第2号)平成28年熊本地震による災害被災者に対する西原村村税等の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

この条例の改正につきましては、国より、平成28年熊本地震による被災者に対し、平成29年4月1日から同年9月30日までの納期限が到来する保険税

の減免を行った場合は特別調整交付金で財政支援が行われることに伴い、当村においても、平成28年熊本地震による災害被災者に対する西原村村税等の減免に関する条例の一部改正を行い、平成29年4月1日から施行する必要がある、このための議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきました。詳細につきましては、税務課長よりご説明いたします。

承認第3号、専決処分の報告及び承認について「(専第3号)西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

この条例の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、西原村国民健康保険税条例の一部改正を行い、平成29年4月1日から施行する必要がある、このための議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきました。詳細につきましては、税務課長よりご説明いたします。

承認第4号、専決処分の報告及び承認について「(専第4号)平成28年度西原村一般会計補正予算(第11号)について」ご説明いたします。

この補正予算は、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ8,503万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ158億1,476万1,000円とするものでございます。

決算見込み等によりまして予算の増減を行っております。

繰越明許費については、震災復旧緊急対策経営体育成支援事業等において、年度内の完了が困難となり、対象分を翌年度へ追加繰り越し等を行う必要がありました。歳入におきまして、平成28年度の地方譲与税や特別交付税等の交付額が年度末に交付決定されたことや災害復旧にかかわる国庫負担金補助金の激甚災害嵩上げ負担率補助率が年度末に決定されたことに伴い、起債限度額も変更になりました。また、そのことにより歳出において、災害復旧の財源において起債から国庫支出金への財源組み替え等を行う必要がありました。このような必要な処置を講じるための予算補正が急遽必要であったことから緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきました。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

承認第5号、専決処分の報告及び承認について「(専第5号)平成28年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について」ご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,288万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億188万6,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入では、県支出金の交付額の決定により財政調整交付金を1,288万6,000円の増額補正をしております。歳出におきまし

ては、療養給付費の負担金額が決定したことによりまして、一般被保険者療養給付費1,245万円、退職被保険者療養給付費38万円の増額補正、一般被保険者療養費120万円の減額補正、予備費790万円の増額と予算補正をしております。

今回の補正予算は、年度末に額が決定したものであり、議会の議決に付すべき事件について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決をさせていただきました。詳細につきましては、住民課長よりご説明申し上げます。

議案第25号、西原村地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてご説明いたします。

教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の規定を整理する必要があります。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第26号、西原村課設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

この条例の改正につきましては、平成28年熊本地震に伴い、その復旧復興に膨大な事務事業が発生しております。この事態に適切に対応するためには組織の改編を行う必要があります。このための西原村課設置条例等関係条例の一部を改正するものであります。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第27号、西原村職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

今回の平成28年熊本地震に伴い、その復旧復興に膨大な事務事業が発生しております。この震災からの復旧復興を迅速に行う必要がありますが、職員が不足している状況であります。また、新たな行政課題や住民の多様なニーズに即応した施策を総合的かつ機能的に展開できるようにするために職員定数を見直す必要があるため、関係条例を改正するものであります。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第28号、西原村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてご説明いたします。

今回の条例の制定については、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備をするものであります。本村におきましては、本年10月17日の任期満了に伴い、改正農業委員等に関する法律に基づき、新たな定数条例の制定を行うものであります。詳細につきましては、産業課長よりご説明いたします。

議案第29号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

今回提案させていただきます工事請負契約につきましては、昨年の熊本地

震により被災した星田北平線の道路災害復旧工事につきまして、指名競争入札により契約の相手方が決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、産業課長よりご説明いたします。

議案第30号、工事請負変更契約の締結についてご説明いたします。

平成29年3月の第1回定例会におきまして議決をいただきました田中高遊線道路災害復旧工事につきまして、契約の変更が必要になりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、産業課長よりご説明いたします。

議案第31号、平成29年度西原村一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、主に熊本地震に対応するため、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億3,301万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億5,088万8,000円とするものでございます。また、地方債の補正として文教施設災害復旧事業債2,250万円分を追加し、またその他公共施設・公用施設災害復旧事業債940万円を1,560万円に変更するものであります。

歳入歳出の主なものについて申し上げますと、歳入では特別交付税5,160万円の増額補正、災害救助費の民生費県負担金3,566万5,000円の増額、災害復旧緊急対策経営体育成支援事業等の農林水産業費県補助金2億6,682万円の増額、熊本地震復興基金交付金の総務費県補助金2億4,409万4,000円の増額、財政調整基金等の基金繰入金9,600万円の増額補正等でございます。

歳出におきましては、災害公営住宅整備土地購入費等住宅復興費6,058万円の増額補正、被災者住宅応急修理工事3,566万6,000円等で民生費4,288万円の増額補正、震災復旧緊急対策経営体育成支援事業3億3,455万2,000円等で農林水産業費3億4,492万2,000円の増額補正、被災宅地復旧支援事業交付金2億円等で土木費2億83万円の増額補正でございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第32号、平成29年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,821万8,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入で諸収入17万円の増額補正であります。歳出におきましては、過年度保険料の更正による保険料還付金及び還付加算金17万円の増額補正でございます。詳細につきましては、住民課長よりご説

明いたします。

同意第2号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。内容の説明を申し上げます。

西原村教育委員会委員坂本健一氏は、平成29年6月30日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げますので、何とぞよろしくご審議をいただき、ご同意をいただきますようお願い申し上げます。

以上、今定例会に提案しました報告2件、承認5件、議案8件、同意1件、合計16件につきまして、議員各位におかれましては慎重審議をしていただき、議決を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。大変お世話になります。

○議長（宮田勝則君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第5、委員会審査報告についてを議題とします。

委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。

産業教育常任委員会の審査の報告を産業教育常任委員会委員長、林田直行君に求めます。

（産業教育常任委員会委員長 林田直行君 登壇 報告）

○産業教育常任委員会委員長（林田直行君）8番議員、林田でございます。

前回より付託されておりました陳情書2件についての審査報告をいたします。

お手元に配付されておりますので朗読をいたします。

平成29年6月13日、西原村議会議長、宮田勝則様。

産業教育常任委員会委員長、林田直行。

委員会審査報告書。

本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしますので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

事件の番号、陳情書受理番号3番。

陳情者、万徳水道組合長、東邦寛。

件名1、万徳水道組合の村営水道への加入及び公費による水道復旧について。2、簡易水道組合への補助について。

審査の結果、採択としました。

陳情書受理番号4番、小森水道組合長、片山勝潔。

件名、熊本地震により被災した水道復旧工事への助成について。

審査の結果、採択といたしました。

採択に至りました経過を説明いたします。平成28年12月9日、第4回定例会に提出されました両陳情書は、委員会としても審査、検討の必要があり、産業教育常任委員会に付託となったところです。委員会におきまして平成29

年2月16日に委員会を開催しましたが、結果に至らず、閉会中の継続審議といたしました。

平成29年5月29日に再度産業教育常任委員会を開催し、万徳水道組合長の東邦寛氏、小森水道組合長の片山勝潔氏から、これまでの経緯と現状の問題を聞きまして再度検討いたしました。

復旧工事の補助につきましては、県の復興基金により、合併の場合は8割、単独運営の場合は5割と補助率が決定しました。万徳水道組合におきましては、震災前から村営水道への合併が決まっておりました。小森水道組合におきましては総会の決定に委ねておりますが、基本、復興基金で対応していただくということなり、残り組合員負担に関しましては、今後村と協議をしながら少しでも経費が少なくなるように進めていただくこととなりましたので、産業教育常任委員会において審査しました結果は、先ほど申し上げましたように両陳情書とも採択と決定しました。

以上で、委員会審査報告を終わります。

○議長（宮田勝則君）これより委員会審査報告に対する質疑を行います。委員会及び執行部に質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

まず初めに、陳情書受理番号3番、万徳水道組合の村営水道への加入及び公費による水道復旧について・簡易水道組合への補助についてを採決します。この陳情書に対する委員長報告は採択です。委員長の報告のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、陳情書受理番号3番は、委員長の報告のとおり、採択することに決定いたしました。

続いて、陳情書受理番号4番、熊本地震により被災した水道復旧工事への助成についてを採決します。

この陳情書に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、陳情書受理番号4番は、委員長の報告のとおり、採択することに決定いたしました。

日程第6、請願書審議についてを議題とします。

請願書受理番号1番。

受理年月日、平成29年6月2日。

提出者名、熊本県建築労働組合東部支部執行委員長、増田正則。西原村分会長、村上真。

請願の要旨、熊本地震被災者の住宅再建に関する請願について。

紹介議員の氏名、西口義充君。

内容の説明を紹介議員、西口義充君に求めます。

(5番議員 西口義充君 登壇 説明)

○5番議員(西口義充君) 5番議員、西口です。

審査に関する請願書を今から読み上げます。

熊本地震被災者の住宅再建に関する請願書。

西原村議会議長様。

平成29年6月2日。

請願者、熊本県建築労働組合東部支部執行委員長、増田正則。西原村分会長、村上真。

紹介議員、西口義充です。

請願の趣旨(請願事項)。

- 1、被災者生活再建支援法の支援金の拡充を国に働きかけてください。
- 2、一部損壊・半壊以上の住宅再建の支援策を強めてください。

請願の理由。

2016年4月14日と16日に震度7が2回、熊本県を襲った熊本地震で多くの犠牲者と住宅損壊やライフラインへの甚大な被害が出ました。被災地では、長期間に及ぶ避難所生活を余儀なくされ、住まいを失った人たちは当分の間仮設住宅での生活となっています。

地震発生から1年を経過しました。ライフラインなど復旧は大きく前進している中で、住まいを失った人たちにとって一日も早い住宅再建が求められています。しかし、被災者生活再建支援法の支援金は、被災者世帯の世帯主に100万円、その居住する住宅を建設し、また購入する世帯に200万円を加えるとし、家屋への支援金限度額は300万円を超えない範囲とし、一部損壊では支給はありません。この金額では住宅再建に対して踏み切れない状況です。そのため、被災者生活再建支援法の支援金額の枠組みを広げることは、今後の大規模災害発生時にも重要なものになります。

被災地では、一部損壊の住宅にも全国から寄せられた義援金をたよりに、自治体ごとに見舞金が配布されているものの、最高で10万円となっており修理をためらっている状況です。熊建労がとり組んだ住民アンケート(仮設住宅に住む被災者を含む)では約300人から返信をいただきましたが、そのほとんどが一日も早い復旧を望む声が圧倒的でした。住宅再建に向けて被災者

生活再建支援金の増額を国に働きかける国への意見書決議の採択を請願します。

また、貴議会におかれましても、熊本地震被災者への住宅支援策を強めていただきますよう請願します。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。

意見書です。

熊本県地震被災者の住宅再建に関する意見書（案）。

2016年4月14日と16日に熊本地震が発生し一年が経過しました。

地震で被害にあった住宅は、全壊約8,600棟、半壊約3万4,000棟、一部損壊約14万7,000棟、合計19万棟に及びます。

被災者は現在仮設住宅や、借り上げ仮設、あるいは雨漏りの修理もできない自宅で生活しています。

熊本県建築労働組合は震災後、熊本市南区、西区の住民、嘉島町や西原村の住民（仮設住宅入居者を含む）の皆さんにアンケートを実施する中で約300人からアンケートの返信が寄せられました。その回答では住宅再建が一番多い要求となっています。

しかし、再建するにもお金がなく、被災者だけの努力では限界もあり、再建はなかなか進んでいないのが現状です。

被災者生活再建支援法の支援金は、被災世帯の世帯主に100万円、その居住する住宅を建設し、または購入する世帯に200万円を加えとし、家屋への支援金限度額は300万円を超えない範囲とし、一部損壊では支給はありません。この金額では住宅再建に対して踏み切れない状況です。そのため、被災者再建支援法の支給金額の枠組みを広げることは、今後の大規模災害発生時にも重要なものになります。そこで、被災者生活再建支援法第3条の規定にある支援金の支給額を増額させ、規定にない一部損壊についても新たに支援金支給を設けるなどあらたな法制度の見直しを行ってください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

衆議院議長、大島理森様。

内閣総理大臣、安倍晋三様。

国土交通大臣、石井啓一様。

以上です。

○議長（宮田勝則君）ただいま紹介議員より内容の説明が終わりました。

紹介議員にお尋ねはございませんか。

（「なし」の声）

○議長（宮田勝則君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

お諮りします。この請願書については、総務福祉常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、この請願書は、総務福祉常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第7、陳情書審議についてを議題とします。

本日まで受理した陳情書は、お手元に配りました陳情文書表のとおりです。

それぞれ所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、これらの陳情書は、それぞれの所管の常任委員会に付託することに決定しました。

日程第8、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。明日14日は本議会を休会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、明日14日は本議会を休会します。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、次の会議は15日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。

午前10時45分 散 会

第 2 号 (6 月 1 5 日)

平成29年第2回西原村議会定例会会議録

平成29年6月15日、平成29年第2回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成29年6月15日（木曜日） 議事日程第2号

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第 1号 平成28年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 3 報告第 2号 平成28年度西原村中央簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 4 承認第 1号 専決処分の報告及び承認について「（専第1号）西原村税条例の一部を改正する条例の制定について」
- 日程第 5 承認第 2号 専決処分の報告及び承認について「（専第2号）平成28年熊本地震による災害被害者に対する西原村村税等の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について」
- 日程第 6 承認第 3号 専決処分の報告及び承認について「（専第3号）西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」
- 日程第 7 承認第 4号 専決処分の報告及び承認について「（専第4号）平成28年度西原村一般会計補正予算（第11号）について」
- 日程第 8 承認第 5号 専決処分の報告及び承認について「（専第5号）平成28年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」
- 日程第 9 議案第25号 西原村地方教育行政の組織及び運営に関する法

律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整理に関する条例の制定について

- 日程第 1 0 議案第 2 6 号 西原村課設置条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 1 議案第 2 7 号 西原村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 2 議案第 2 8 号 西原村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

1、応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	坂 園 まゆみ 君
議会事務局書記	松 永 誠 司 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
教育長	曾我敏秀君
総務課長	西山春作君
企画商工課長	高本孝嗣君
教育課長	塚元利文君
会計管理者	中村義光君
税務課長	佐藤光弘君
産業課長	吉田光範君
住民課長	藤吉昌也君
保育園長	前川ちずる君

○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第2号のとおり行います。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、6月6日に行われました議会運営委員会の中で、発言時間はおのおの50分以内と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、50分以内と決定いたします。

受理番号1番、3番議員、坂本隆文君、件数2件、発言を許します。

（3番議員 坂本隆文君 登壇 質問）

○3番議員（坂本隆文君）おはようございます。3番議員、坂本です。

通告書のとおり2つの質問をさせていただきます。

まず、1つ目の質問です。大切畑ダム問題についてです。

3月議会のときに、林田議員が大切畑ダムの復旧の見通しの件で質問されました。村長答弁で第2案、第3案があり、ボーリングでの調査やダムの容量等を調べ、早期完成を黙視すると答弁されております。現在ボーリング調査が行われているのを確認しております。この大切畑ダムは、西原村の農家の方や大津町、菊陽町の農家の方々にとっても大事な水であり、早期復旧していただきたいと思っております。

今回の質問は、この点も重々承知の上での質問でございます。大切畑ダムの修復工事と一緒にダム周辺に観光客が集まるような整備を県にお願いしてはどうかという質問でございます。

蒲島県知事や日置村長も熊本地震からの創造的復興を目指すと言われておりました。今回この質問も創造的復興ではないでしょうか。熊本震災後、西原村で商売されているお店や萌の里などにお客さんの数はどうですか。売り上げはどうかと聞いてみたところ、震災前と比べて大分落ちている。大体2割から3割は落ち込んでいるんじゃないかと、そういうふうな話をお聞きしております。やはり震災後、観光客は減り、道も元通りになるにも時間がかかります。そこで、もともと観光客が多かった萌の里周辺に観光スポットをふやしていけば、今までよりも多くの観光客が訪れてくれるのではと考えております。そういう考えで大切畑ダム計画に目をつけました。

先ほど言ったように、ダムとしての一番の目的は農業用水であります。観光を考えながらの設計や癒しの空間づくり、子どもたちの遊び場なども計画し、堤周辺や萌の里周辺の創造的復興をし、訪れた人たちに何度も訪れた

い魅力ある村づくりをしていただくよう県との話し合いの中に織り込んでいただきたいと思います。日置村長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）日置村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）お答えをさせていただきます。

まず、大切畑ダムの問題についてということで、今るるお話をされました。この大切畑ダムの問題につきましても、熊本県において京都大学名誉教授を委員長とする5名による技術検討専門会議が今年の5月31日に設置されております。今年の5月、8月、10月、12月の4回専門会議が開催され、大切畑ダムの復旧工法の検討が進められ、その中で昨年12月の第4回の技術検討専門会議におきまして、熊本県から3つの復旧案が提示され、各案の技術的課題や留意事項等について審議が行われました。復旧案は6つありますけれども、1つが地方地震断層との関係、2番目に施設の復旧概要、3番目が必要貯水容量の確保、4番目が設計・施工、5番目が建設コスト、6番目が技術的評価という6つの観点から3つのダム提案・復旧案が提示され、検討が行われました。

なお、ことしの2月に鳥子地区の区長、大切畑の区長へ技術検討専門会議の検討内容について県から説明をいただいたところであります。説明の中で、両区長からは、地元として下流に安全な工法で復旧をお願いするとの意見や、今後関係地域の説明会の開催をお願いされております。

現在、ボーリングによる現地調査が終了し、今後計画の検討をされ、7月に予定されている大切畑ダムの検討委員会に報告し、審議される予定であります。

お尋ねの、計画の中に観光と結びつけるような計画も織り込んでもらうことはできないかということですが、県のほうにお尋ねをいたしましたところ、熊本地震に伴う災害復旧の予算で、現在の位置で機能回復を原則に事業を進めるとのことであり、現段階で観光と結びつくような計画は織り込めないということになります。

先ほど観光客、かなりお店あたりが減っていると申されましたが、つい先日、坂本議員も出席されましたけれども、萌の里の定時総会での話ですが、萌の里も客数は減ってはいないけれども、客単価が二、三百円ほど少ないということで、震災後の財布のひもがかたくなっているということをお話を聞かれたと思いますけれども、そういった話でございました。

現在のところ県では厳しいということの話でありますので、今後の大切畑ダム計画の進捗状況を見ながら県との協議と連携を密にし、観光と結びつけるような計画ができるのであれば、織り込んでもらうようお願いをしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○3番議員（坂本隆文君）ここの西原村の周辺のここ数年の動向というものを、観光客の方面ですけれども、調べましたところ、数年前から高速道路の植木インターチェンジと熊本インターチェンジの間、（仮称）北熊本SAスマートインターチェンジというのが計画に上がっており、土地交渉も進んでいると聞いております。このインターチェンジができれば、福岡から熊本へ遊びに来る方たちは、合志市の農業公園前を通り、大津町の翔陽高校を通り、ミルクロードを上り、阿蘇に行ける道となります。このことを踏まえて、合志市の荒木市長は、JTの前に大がかりな複合モール施設を建設されております。合志市住民が隣の菊陽町の光の森で買い物をせずに、地元でお金を落とすことと福岡のお客さんを取り込むことを早々に考えておられました。

西原村や南阿蘇村も福岡から遊びに来るお客さんは大勢おられます。震災後、観光客が激減し、さらにこの道ができるとうなるのか。今までの観光客が少なくなるのではないかと心配しております。少しでも観光客を呼び込む努力を今からしていかなければならないと考えております。

西原村に来られるお客さんや阿蘇に遊びに来られる方たちは、自然や癒しに来られるというふうに思っております。その1つとして、西原村を訪れた方に楽しんでいただけるような、観光に結びつく癒しの空間を俵山裾野の萌の里周辺、その延長上の大切畑ダム周辺に散策道や大人から子どもまで楽しめる空間づくりをしていただけるならというふうに考えておりましたが、その計画の中に西原村から大いに声を上げていただきたいと思っておりますけれども、その辺をよろしく願いできますでしょうか。

○議長（宮田勝則君）日置村長。

○村長（日置和彦君）坂本議員が言われることは、もう重々にわかっておりますし、散策道路とか、以前から計画が少しだけは話がございました。ただ、今現在のところ、こういった被災も受けておりますので、何かの補助金等を見つけながら進めるならばというふうにも思っております。そういったことで、その大切畑ダムを観光に結びつけるのもよしとしながらも、まずダムの復旧を第一に考え、水の確保をしなければならぬ。あの大切畑ダムで約65haの水田の水が必要でございます。そして、畑地かんがい用の用水を確保することが、我々は農業再生への急務であるというふうにも思っております。まず、農業ダムの機能を果たすのが第一というふうにも考えております。

あのダムの復旧が約7年間ぐらい要するんじゃないかなというふうに県から言われておりますので、このことをできるだけ一年も早く完成させていただくことが、まずもって先決ではなかならうかなというふうに思っております。それでないと、水田を持っている人が米を買わなくちゃならないという農家のいら立ちもあります。そしてまた水田の荒廃、あるいは農業離れが加速はしないかというふうに危惧しておるところでもございます。

災害復旧は原形復旧が基本でございますので、今回の大切畑ダムは改良型

復旧というふうに私は捉えておりますけれども、観光面については復旧後に県と協議しながら観光に結びつくようなことになればというふうに思っておりますので、どうかご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（宮田勝則君）3回目、続けてください。

○3番議員（坂本隆文君）はい。ありがとうございます。

やはり、私も大切畑ダムの目的は、第一は復旧することが早ければ早いほど村民の方々にとっても大事な場所でありますので、水は必要でありますので、大事と思っております。

それと、その辺を考えながらも西原村の創造的復興の中に観光客のほうを取り入れるような仕組みも後々取り入れていただければと思っております。

1つ目の質問はこれで終わらせていただきます。

2つ目の質問です。ふるさと納税についてです。

ふるさと納税にクラウドファンディングを追加してみてもどうかという質問です。

クラウドファンディングとは、こんな物やサービスをつくりたい、世の中の問題をこんなふうに解決したいといったアイデアやプロジェクトを持つ起案者が専用インターネットサイトを使って世の中に呼びかけ、共感した人から広く資金を集めるという方法です。また、今回のふるさと納税の中に織り込むことで目的を持った寄附ができ、さらに税金の控除ができることになり、双方にとってウィン・アンド・ウィンになると思います。

今までのふるさと納税とどう違うのかといいますと、ふるさと納税は目的が漠然としており、何に使われるのかもはっきりしていないことや、今では全国的にいて、お返しの商品目当てのふるさと納税が目立っており、自治体はその競争に巻き込まれるという本末転倒の結果になっていないかを感じております。そこで、目的を添えて、例えば、震災で崩壊した場所等で、国や県から補助金や助成金が出ない場所にクラウドファンディングで、ここは壊れて困っています、復旧にご協力くださいと写真を載せて資金を集めると、目的がわかり賛同してくれる人もいると思います。また、復旧だけでなく、イベントなどのアイデアを持った人が企画書を出し、役場が賛同すれば、このようなイベントをしますのでご協力くださいという、ふるさと納税のページに記載することもでき、いろいろなものに使えると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）2問目のふるさと納税ということで、クラウドファンディング、こういった内容でございますけれども、去年の西原村に対するふるさと納税六千五、六百万円ぐらいだったかな、それぐらいのふるさと納税がございました。ことしもある企業の社長からまた1,000万円という申し込みもあっております。去年もその社長の関係する企業から約2,000万円いた

いております。ことしもまた西原村が震災に遭ったということで、寄附金をするというお話を伺っております、本当にありがたいというふうに思っております。

クラウドファンディングについてちょっと調べさせていただきました。クラウドファンディングは、クラウド、これは群衆ということで、ファンディングは資金調達、その2つを合わせた造語であり、インターネットを介して個人から資金となる金額を調達する仕組みというふうに聞いております。資金提供者が資金調達者にリターンとして何か期待することによって寄附型、あるいは投資型、融資型、購入型などに分類をされているというふうに聞いております。一方、ふるさと納税は、今は都会に住んでいても自分を育ててくれたふるさとに、自分の意思で幾らかでも納税できる制度があってもよいのではないかという問題提起から生まれた制度というふうであります。

しかし、その寄附金額の一部が所得税、住民税から控除の対象になるため、坂本議員もおっしゃっておるとおり、ご当地グルメ等の商品を目的に寄附される方が急増して、各自治体ともそれに応えるよう返礼品の過激な品ぞろえでふるさと納税者を募っている状況であります。ただ、うちの村はそういったことではなくして普通の返礼品を出しておるということで、他町村に比べて若干少ないということでございます。

今回の坂本議員が質問されたふるさと納税にクラウドファンディングを追加してみてもどうかという問いであります。一般的にクラウドファンディングによる募金は、事業目的を掲げ、その目的のために事業費を定めて、目的金額を達成するまで、または募集期間を設け募金を募ります。目標金額に達したなら、その目的のための事業が行われますが、目標金額が達成しない場合は、事業を推進した自治体の責任というふうになると聞いております。ということは、一般財源を持ち出してでも事業を遂行する責任が生じていると思っております。

今の村の現状を考えますと、復旧・復興に多額の財源を要し、事業の目的には理解できますが、一般財源の持ち出しは大変厳しいものがございます。今日、震災下の復旧・復興に当たっている方針としては、国や県からの補助金や助成金が出せない場所に対しては、基金等が活用できるものに対しましては基金を活用した事業で対策を行っていききたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮田勝則君）坂本議員、2回目続けてください。

○3番議員（坂本隆文君）今回の質問の趣旨には、例として震災で壊れた箇所でも国の補助金や助成金が出ないような箇所にと書いておりますが、こちらのほうは基金を使っただけのことなので、そちらのほうを大いに活用していただきたいと思っております。

それでは、アイデアのほうはいかがでしょう。もう少し目的を添えて情

報を発信し、こんなものに使いますのでご協力お願いいたしますと掲載すれば、関心を持った人がピンポイントで賛同してくれるのではないのでしょうか。

例えば、ピンポイントの目的の例を挙げますと、御船町の話で行政が行ったものではありませんが、5月2日、熊日新聞ですけれども、熊本震災で巨石が山から滑り落ち、作業道を塞いだと。巨石は高さ3.5m、周囲は12m、相当大きな石であります。その作業道は地元で管理しており、行政による復旧は見込めないと。そこで、ある団体に相談したところ、ネットオークションを活用し、この石をどけることに賛同してくれる方に落札してもらおうと。今までのオークションからはちょっと逸脱した考えでオークションに出されたところ、菊池市の2つの業者が共同で2,400円で落札されました。落札者は石をどかす権利を2,400円で買われています。さらに石を割る作業用におよそ100万円を支払われています。この考えもさることながら、落札した方も、地元の方が大変困っていらっしゃるので自分たちで何とかしてあげようとボランティア精神で大岩を撤去されています。

これには続きがありまして、この大岩は白っぽい石でしたので、さらに細かく割って仮設の方々が巾着袋をつくり、その中にこの白い石の破片を入れて現在販売されてもおります。転んでもただでは起きないと。それよりも両手につかんで起きるような、そんなたくましい印象を受けました。

また、クラウドファンディングの最近の例では、佐賀県唐津市の人口300人ほどの神集島という離島で、3人に1人が75歳以上の高齢化の島です。島唯一の日用雑貨店の30年以上使われていた冷蔵庫が壊れ、古くて交換部品がなく、修理ができない状態でした。買いかえには90万円が不足していました。漁業の低迷で子育て世代が島を離れ、島の外への買い物が高齢者にとっては欠かせない存在でした。そこで、九州大の協力を得て活動をしていた神集島まちづくり研究室がクラウドファンディングで全国に寄附を募ったところ、目標は90万円でしたが、目標を上回る101万6,500円が寄せられ、待望の新冷蔵庫が5月下旬に据えつけられました。商品もたくさん並び、島の方たちは大喜びで支援者に感謝されておりました。

このように目的を明確にすれば、そこに賛同してくれる方たちが手を差し伸べ、募金の協力をしていただけます。ですので、役場が賛同していただける復興イベントやアイデアのほうでのクラウドファンディング方式をふるさと納税に導入するということではいかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君） 村長。

○村長（日置和彦君） 今申されましたように、御船町の石とか、あるいは冷蔵庫の件、御船町のことは新聞等にも出ておりましたので知っておりましたけれども、佐賀県の日用雑貨の冷蔵庫ですか、そういったことがなされたということではありますが、それは多分、ある団体とか、そういった方々がなされて、直接自治体が関与したのではないのではないかなというふうに思ってお

ります。

村が賛同する場合は、やはりこういった復興イベントとか、いろんなアイデアについては、そのクラウドファンディング方式によるふるさと納税ができないかという話の中で、先ほど申しましたが、自治体が責任を持って掲げた事業については遂行をしなければなりません。事業費についても一般財源で当初から確保した上で臨まなければならないというふうに思っております。それら全てが集まるという確証はございませんので、ない場合は村が出さなくちゃならないということになります。それであれば、この事業趣旨のありきで、事業費にも責任を持った取り組みということになりますので、課題の整理もできておりませんが、現時点では考えづらいところもございます。

しかしながら、ご提案のような取り組みを行っている事例もあると聞いておりますので、課題の整理をしながら勉強させていただきたいというふうに考えております。

坂本議員の話聞けば、確かにおもしろい考えであるということは承知しております。今後いろんな情報を収集しながら、やはりこれにもメリット、デメリットがありはしないかというふうに思いますので、そしてまたその制度自体をもう少し精査し、勉強させていただき、検討したいというふうに思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）坂本議員、続けてください。

○3番議員（坂本隆文君）お金が集まらなければ、やはり村が負担しなければならないという大変厳しい現状もございますが、西原村の復興のためにもぜひその辺をお考えいただき、ちょっと柔軟な考えで対応していただければというふうに思いますので、その辺をよろしく願います。

○議長（宮田勝則君）再度答弁求めますか。

○3番議員（坂本隆文君）はい、じゃ、願います。

○村長（日置和彦君）このクラウドファンディングというのは、期間も多分あると思います。今我々が取り組んで、例えば1年間で資金を集めるとなれば、今の時点で大変厳しいと。これは年数を4年、5年というふうにすれば、村の復旧もかなり進んでおるので、そういったときには考えられるんじゃないかなというふうに思っていますので、今時点でどうこうは少し待っていただきたい。検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）最後にまとめありますか。

○3番議員（坂本隆文君）大体村の考え方というのはわかります。村も大変な時期ではございますので、またいろんな方々がイベント等で西原村を盛り上げるようにしていただいておりますし、自分たちも一生懸命頑張っておりますので、その辺のこともちょっと考慮をしていただき、頭をやわらかく考えていただき、これからそういう人たちにも手を差し伸べていただきたいと思

います。終わります。

○議長（宮田勝則君）受理番号2番、6番議員、上野正博君、件数2件、発言を許します。

（6番議員 上野正博君 登壇 質問）

○6番議員（上野正博君）おはようございます。6番議員、上野です。

先般通告していました2件について質問いたします。

熊本地震で特に被害の大きかった地区の集落再生を具体的に示せについては、4項目関連しておりますので、一括してお伺いします。

震災から1年2カ月が過ぎ、家屋の解体も終結に向かっており、秋には災害ごみ処理場の閉鎖も決まり、復旧状況もかなり進んでいると思います。西原村復興計画によると、短期・中期・長期の6年計画で、短期の2年で住宅、集落の再建、災害公営住宅の建設、社会基盤の復旧期間となっている。まさに正念場の2年間であります。中期は神社・仏閣や地域コミュニティーの強化に取り組むとなっております、長期はこれまでの復興の検証を行い、必要な見直しをしております。

私は、集落再生で最初に行うことは、集落の既設道路の拡幅をして、この集落はこのように利便性がよくなりますよと、集落の骨格を示すことが大事ではないでしょうか。今後の地震への不安も以前よりもおさまりました。防災工事の計画もされて、宅地の再建についても公費でできるほど緩和されてきております。早くもとの場所に帰ってきてほしいと願っております。

次に、拡幅用地の取得についてですが、買収なのか、無償でもいいと言われればそれでもよいのか、お聞きします。

それから、拡幅工事の予定はいつごろになるのか。用地取得が終わってからですが、住宅再建者のためには早く願いたいと思っております。

4番目に、自立再建されない方の空き地等の活用や管理について村の考えはあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（宮田勝則君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）お尋ねについてお答えをさせていただきます。

今、議員が申されましたように、私どもの西原村、今回の地震で甚大な被害を受けました。誰もが想像しなかった、想定内が全て想定外であったということでありまして、関連者合わせて8名の方がお亡くなりになられまして、56名の方が負傷されたと。家屋の全半壊1,378棟、本当に今を見ますと解体が90%以上進んでおりますけれども、昔の面影がなくなったというふうで、今も仮設住宅にみなし合わせて1,345名の方が入居をされておられます。そういった方々が一日も早く我が家が再建できるように、我が家の家ができるように願っておられると思います。

ただ、その中においても自力で再建が厳しい方もかなりおられます。そ

のためには、災害公営住宅の建設をしなくちゃなりません。そういったことも進めながら、そして、家が自力で再建できる方は擁壁をしなくちゃ家の建設ができないということで、そういったことも含めて今、村は取り組んでいるところでございます。一日も早い宅地の再生、そして住家の再建、これが今我々に与えられた最大の問題ではなかろうかなと。

そして、災害公営住宅を建設すること。今議会に提案しておりますけれども、宅地の用地費も今回提案をさせていただいております。3月では、その住宅の建設費20億8,000万円、予算を組ませていただいております。ちょうど来年の7月が丸々2年の期間でございますので、それにあわせてできるならばというふうに今進めておるところでもございまして、このことはもう議員もご存じのとおりでございます。

今回の質問でありますけれども、熊本地震で特に被害の大きかった地域の集落再生ということでございます。この布田川断層帯6集落、かなりの被害がっております。先ほど言いましたように8割から9割の住家がなくなったということでもあります。その件について、今回の質問は、まずは集落復旧には最初に既設道路の拡幅するのが創造的復興につながるのではというお尋ねでございます。答弁をさせていただきます。

先ほど言いましたように、今回の地震で西原村は甚大な被害を受けました。特に断層沿いの集落では、集落の8割以上が全半壊という大きな被害を受けております。特に被害の大きかったこれらの集落の再生につきましては、私はこれまで機により、より住環境の整備を目指すと、創造的復興を行うべきと考えております。既設道路をもとの状態に戻す原形復旧ではなくして、利便性を考え、緊急時にも対応可能なように道路を拡幅したり、集落内に生活道路を新設したり、まずは宅地等も従来のまま復旧するのではなく、擁壁の整備等により、より安全な宅地として再生することが住家の再建にもつながり、集落の再生にもつながると、これが創造的復興だというふうに以前から申し上げておりました。

しかし、集落の再生のために既設道路の拡幅を行いたいと考えても、従来の国庫補助等による補助対象になる道路災害復旧工事については、原形復旧が原則でございます。道路の拡幅については補助の対象外というふうになっております、普通は。そのために、特に被害が大きかったこの6集落では、各地区の住民の方々の意向や被災状況等、各集落に応じて小規模住宅地区改良事業や大規模盛土滑動崩落防止事業等による宅地の整備や道路の復旧、拡幅、新規整備による集落の再生を行いたいというふうに思っております。どれがどの事業に当てはまるか、今後も精査しながらやっていきたいというふうに考えております。

これらの地区では、まず防災面の向上と利便性の向上を図るために、幹線道路やほかの集落とのネットワーク、災害時の避難確保等を考慮して、集落

内の主要な生活道路については緊急車両の通行が可能な幅員、勾配に整備することを目指していきたいというふうに考えております。

これらのことは私も以前から申し上げていたものでございます。なお、地震や土砂災害により西原村の至るところで発生した集落外を結ぶ道路や農地、水路の災害復旧については、今鋭意進めております。各地域の特性や被災された住民の方々の要望を踏まえた擁壁の復旧、新たな宅地の整備、広場や集会施設の復旧や整備により、震災前からの地域コミュニティの維持と活性化を促進し、安心して住み続けられる集落の再生を目指していきたいというふうに思います。そのためにも、より一層の集落の協力が必要不可欠と捉えております。上野議員の地元布田地区も協議を重ねられ、話がまとまりつつあると聞いておりますので、どうか集落で、その方向性だけは決めて協議をしていただきたいというふうに思っております。

次に、拡幅工事の取得は買収か無償提供かというお尋ねでございますが、災害復旧、あるいは集落再生に伴って道路を拡幅する場合、必要な土地については基本的には買収しなければならないというふうに考えております。評価額を算定の上、近年の買収価格も考慮しながら買収を行いたいと考えております。特に集落での合意形成により一括して購入等ができれば、国・県と調整して調整完了後の補助事業申請等もスムーズに行うことが可能となり、事業の進展を図ることができるというふうに考えております。

財政面を考えますと、可能であれば無償提供いただきたいところでありますが、特に被災された住民の方々においては、先ほど言いましたように宅地の再生、住家の再建等により少しでも資金が必要な状況にあると思いますので、無償提供は簡単ではないというふうに思っております。また、無償提供ならば、中には土地の提供はできないという地権者もおられると思っております。ただし、集落によっては、よその集落でありますけれども、集落の総意で無償でいいので早くつくってくれないかという集落もあるのはあります。

3問目に、拡幅工事の時期はいつかということですが、道路拡幅工事については、集落住民の方々の意向を確認、そしてその意見集約ができた時点で設計に向けた合意形成や、それを反映した図面、設計を行う必要がございます。その後も地元座談会を開催していかなければなりません。要望があれば、できるだけ早く地元座談会を開催し、その中で土地利用計画等の提示を行ってまいります。

要するに、どの事業で実施すれば負担が軽減されるのか、そういったことも考えながら、そしてまた財源を考えながら事業の仕分け、選択も必要になってまいります。地元の合意形成ができた後、国・県と調整し、調整完了後に補助事業の申請という手続になりますが、地元の意見合意ができた地区から先行して事業を進め、年度内の工事着工を目指しているところであります。

いずれにしても、用地の提供が前提となります。集落で関係する全員

の方々の協力が必要になりますので、地元との協議を重ね、ご理解とご協力をお願いするものでございます。いずれにしましても、先ほど言いましたように、各集落とも合意形成された地域から順次着手していくところでございます。

4番目、最後に、もとの場所に再建されない方の空き地利用対策は考えているのかというお尋ねであります。

熊本地震により住居を滅失し、または解体を余儀なくされた方の中には、住居の再建が難しい被災者の方、または別の場所に再建を考えている方もおられると思います。このもとの場所に再建されない方の土地については、地権者の個人所有の土地でありますので、その住居跡地の利用方法について、村として空地活用対策について申し上げることは控えさせていただきたいと思っております。

基本的にはご本人の考えに基づいたものになると思っております。しかし、地権者を含め、集落で話し合いをされて、集落における公園と、何らかの効果的活用方法や維持管理等がまとまれば、地元集落の意向を尊重し、何らかの手だてをしていきたいというふうに考えております。この点につきましては、地元地域集落で今後のコミュニティーのあり方について十分検討を重ね、議論を深めていただきたいと思いますと思っております。

以上4点について述べてまいりましたように、地域の住民の方々の話し合い、協議の中でその方向性を目指しながら地域の再生を願い、その後の地域の維持及び活性化にも寄与することができるような集落再生ができればと考えております。復興計画の中にも2年で復旧する。2年で復興、さらに最後の5年、6年は発展的な復興をするという計画を立てておりますので、よその自治体に負けないように、我々西原村は、その復興に向かって今邁進しているところでございますので、今後とも上野議員を初め議員さん方々のご協力をよろしくお願いいたしたいと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）上野議員、2回目、続けてください。

○6番議員（上野正博君）ただいま村長からの答弁の中で、集落づくりは防災面と利便性を考えて集落づくりをやるということでございます。また、拡張用地の件については買収する、あくまでも買収でいくということのようです。

時期はいつごろかということについては、地域で合意が達したところから進めていくというようなことで、また、最後の空き家、空き地対策については、個人の土地であるし、なかなか難しいと。

今、西原村が震災後300人近い人口減少がっております。何とか早く人口をもとのように増加に復活させるには、やはり集落の再生が一番だと思います。そして、そういう個人の空き地があるところをやはり荒らすことなく、擁壁なんかをつくって、将来子どもや孫たちが安い価格で手に入れられるならば、そういうところを提供して、村のほうからも紹介していただきたい。

そして、村外の移住人口をふやしていくならば、もとのように人口もふえていくのではないかと思いますが、そういう外からの移住人口をふやすためにその空き地対策に対して、村としては村長はどんな考え、将来宅地として使うために。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）空き地対策といいますと、先ほど言いましたように、一応個人さんの土地でありますので、我々がそれをどうしていただき、こうしていただきと、寄附していただきとかいろんなことを言うには、今の時点でそういった被災された方々にそんなことを言うのは忍びがたいなというふうに思っております。

確かに議員さんが言われますように、人口が300名近く減少しております。実は、テレビ、新聞等で流れる地震の放送は、南阿蘇村、益城町が断然多うございました。西原村が少のうございました。ある方がテレビ局に電話すると言われて、西原村も出してくれと、西原村もこんなに被害があるんですよと言われたときに、私に言われましたけれども、果たしてテレビでこの被災状況を映し出して、西原村はこんな危険なところですよというのがいいのか悪いのか、だったらもう西原村には行かないよということになりはしないかということで、まあそれはいいですよということを私はその人には申し上げたところでございます。

今、私は地盤沈下があったということで、1,000年、2,000年は地震がないということで、これは大学の先生とか地質学者とかの方々が言われますので、これは対外的に今そのことを言っております。1,000年、2,000年地震がなかったならば、今、西原村は日本一安全・安心な村ですよと、来るならば西原村ですよということを講演なんかに行ったときには、そういったことも言っております。

そして、今お尋ねの空き地は、そういったことで私のほうから今どうこうは言われたいというふうに思います。もしも何らかの話があった場合には、その話をさせていただくならばというふうに思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）村長、移住・定住については答弁がなかったようですが。

○村長（日置和彦君）移住・定住、今もう若干名、余り以前のように多くはございませんけれども、西原村に転入者がございます。先ほど言いましたように、我々はもとの西原村を早くつくりたい。そのことによって西原村は早いな。西原村は安全だなということによって、これは西原村に移住してこられる方がおられるんじゃないかなというふうに思います。まずは、今の状況でまだ発信は少し早いんじゃないかな。ある程度解体も終わって、復興のめどがついて家が建ち出した、その時点でそういったことも発信していきたいというふうに思います。

○議長（宮田勝則君）上野議員、続けてください。

○6番議員（上野正博君）じゃ、まとめます。

やはり集落再生には、しっかりとした防災工事をやって集落内の利便性、緊急車両が余裕を持って通れるような、そういう道路をつくっていただき、なるべく人口がもとに戻るようにしていただきたいと思います。その辺のところ、また執行部のほうには一生懸命お願いいたします。

続いて、2件目の質問にいきます。

野焼きでの焼死事故防止についてお尋ねします。

南阿蘇村と高森町で野焼きで火に巻かれ、昨年、ことしと続けて3名の死傷者が出ています。本村の事故防止対策として、難燃性の作業服を購入する場合は補助金をつけられないでしょうか。

本村は、自然豊かで壮大な原野を有し、すばらしい環境に恵まれています。阿蘇がユネスコのジオパークに認定され、この景観を維持していくには、村の一大行事である野焼きが欠かせません。県も草原再生を奨励しています。去る3月5日、ことしも何事もなく無事に終えることができましたことは何よりでございますが、隣の南阿蘇村、高森町では、昨年、ことしと続けて60代のベテランの男性が火に巻かれて全身8割のやけどが死因ということで亡くなっています。その方の衣類は100%ビニール製の上下の作業服を着ておられ、可燃性のために火に巻かれるのも早かったようです。

実は、私の地区も山焼き当日、かなりの人がポリエステル製の作業服を着用されていました。用心せんといかんばいと会話をしたことを覚えています。なぜ皆さんがそうなのかと言いますと、難燃性の作業服の販売が余りなく、仕方なく着用しているような状況です。本村も高齢者が多く、野焼きは命がけのボランティアです。

そこで、村も財政的に大変厳しいとは思いますが、野焼き用難燃性の作業服を購入するに当たり、何割かの補助をつけていただくことはできないでしょうか。今後犠牲者もなくこの野焼きが末永く続くためにも、村長のお考えをお伺いします。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）野焼きで焼死事故防止についてという質問でございます。

確かに南阿蘇村、高森町の野焼きで火に巻かれて死傷者が出ておるようでございます。そこで、お尋ねの事故防止対策として、難燃性の作業服を購入する場合に補助金をつけられないかという質問でございます。

例年3月に実施しております西原村の野焼きにつきましては、害虫駆除を目的として33団体からの申請があり、1,074haの面積を約1,000人の関係者によって実施をしております。阿蘇管内の多くの牧野では、牧野組合が実施主体となり、少人数で野焼きを実施しているため、関係者の高齢化や高齢不足により野焼きの継続が困難となり、野焼きを断念した牧野もあるようでございます。阿蘇地域では、少人数、あるいは高齢化により、今議員が申されま

したように事故等が発生していると聞いております。

西原村では、これまでそれぞれの区の住民がともに協力して行う公役として野焼きや輪地切りを実施しております。原野及び牧野は区の財産であり、維持管理が困難な状況となっている地区においては、村の取りまとめにより、平成28年度の実績としましては、公益財団法人阿蘇グリーンストックから野焼き支援ボランティア55名の協力をいただくことにより野焼きを継続することができ、これにより草原の維持に努めているところでございます。

野焼きは、基本地区代表者からの申請であるものの、村として事故防止対策として関係者宛てによる事前説明会から防火隊設置補助、立入禁止看板の設置、また当日は防災消防航空センターの協力いただきまして、入山者に対してのヘリによる呼びかけの実施、各火入れ場所への連絡員及び消防団、積載車を配置することで、緊急時の連絡体制の確立を図るなど、村としましてさまざまな対策を講じて野焼きに臨んでおります。

これまで各地で起きた野焼き事故に関しましては、点火する際に衣服に着火し、死傷事故へとつながった件が多く、原野への点火者が難燃性の作業服着用により作業に当たることは事故防止の観点から必要だと考えております。

なお、原野火入れ打ち合わせ等においては、注意喚起として化学繊維の作業服は燃えやすいので木綿系の燃えにくい作業着の着用をお願いしているところでもあります。そのほかにも役割分担として、全体指揮者、着火責任者、消火確認者等の担当を設置し、各集落から連絡員届け書を提出していただいております。さらに、作業の際は、常に逃げ場の確保をしながら風向きを考え、状況が悪い場合は待機するなど、確認事項14項目を決め、慎重に無理しない、慌てない、安全第一を基本に毎年の火入れを実施しているところであります。

人命第一を考えると、難燃性の作業服も必要であると思いますが、議員もご承知のとおり、今現在、震災後、村の財政も大変厳しく、村内全ての方にその難燃性の服の補助金を交付するのは、今の時点で考えにくいものでございます。どうかご理解をいただきたいと思っております。

なお、来年度からは阿蘇グリーンストックで作業着を購入し、自治体や牧野組合に貸し付けるという話も伺っておりますが、しかしながら、数に限度がありますので、一部の人にしか利用できないのではないかと聞いております。以上です。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○6番議員（上野正博君）山焼きは、やはり慎重にせんと事故が起きるということで、十分行う前に注意をしておる。今のところそういう要望にはちょっと難しいのではないかと聞いております。確かに財政面のことを言われれば仕方がないかなと私も自覚しておりますが、山焼きで一番理想的な作業服というのは、もう一番、消防団の団服です。団服が一番安全です。こう

いう団服なんかを、もう使い古しなんか各集落で余っておれば、それを残して、また団服のメーカーで規格外なんかがあれば、安く手に入れば、そういうのも紹介していただければと思います。私も難燃性の作業服を調べましたら、やはり6,000円以上します。作業服で6,000円も7,000円も出して、それも1年に1回の山焼きで購入するというのはなかなか難しいだろうと思います。将来的には何とかそういう補助をつけていただければ幸いかと思います。

私の地区も以前、もう20年ぐらいますか、焼死事故がありました。これは高校生が布田地区の山焼きの現場に来まして写真を撮っていたんです。私たち地元の者は全然知らなかったんです、高校生が来ているのは。そして火入れが始まって、下から火つけたら、もう上から高校生がこうやってやりました。全身やけどで何時間後かには亡くなりましたけれども、そういう例もあっています。これはもう作業員でなくて不意の事故です。観光で来ておられた。また、七、八年ぐらい前も、やはり湯布院で2名ぐらいの高齢者の作業員が焼死しております。

これからも、やはり山焼きは本当に命がけのボランティアですので、十分注意されて、私たちも何とかそういうポリエステル、ナイロン製の作業服を着ておられるときには、ちょっと着がえてくださいというふうに注意してやっていかなければならないかと思えます。

この件については以上でございます。どうぞ、村長、何か。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）先ほど後継者不足を高齢不足と間違えて言ったそうでございますので、訂正いたします。

それから、やはり今まで私の村で作業に行って、原野で村民が火に巻き込まれたということは、最近知っている限りではあっておらない。ただ、今、議員が申されましたように、よそから来て、カメラマン等がもう早い時期に入っておって、それで火に巻き込まれて死傷者が出たということは発生しておる。だからこそ、今へりで朝からずっと上から見回って、誰か入っていないかということをはじめたというところでもございます。

今後も山焼きというのは本当に危険な作業でございます。だんだん高齢化になってくる。高齢者、そしてまた中には若い二十そこそこの方もおられます。経験不足ということでありますので、大変な危険な仕事でありますので、いずれかは何らかの形で対策を講じなければならないというふうに思っております。その前に、山焼きに行く人がだんだん減ってきてはしないかと、そちらのほうはまだ心配でありますけれども、山はやっぱりもう何千年という間、人々が生活を営むために守ってきた草原でもございますので、その草原を荒しちゃならないというふうに思っております。

そういったことでありますので、今後もいろんな面から検討しながら考え

ていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）上野議員、よろしいですか。

○6番議員（上野正博君）はい、結構です。

これで私の質問を終わります。

○議長（宮田勝則君）日程第2、報告第1号、平成28年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君）それでは、報告第1号についてご説明いたします。

報告第1号、平成28年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

平成28年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、次のとおり繰越計算書を調製し、報告する。

平成29年6月13日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1枚あけていただきまして、平成28年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

今回ご報告いたします事業は、総務費5件、衛生費1件、農林水産業費3件、土木費1件、消防費3件、災害復旧費5件の合計18件でございます。翌年度の繰越額は表の中ほどになりますけれども、合計で62億429万2,000円で、財源の内訳といたしましては、その右になりますけれども、既収入特定財源8万2,000円、これは文教施設の作業復旧事業債分です。それから未収入特定財源、こちらは国県等補助金42億1,569万9,000円、それから地方債12億8,600万円、その他の特定財源1,090万5,000円、そして、一般財源6億9,160万6,000円となっております。

各事業の進捗状況についてご説明いたします。

個人番号カード関連事業につきましては、前期負担金1回分の支払済みとなっております。

地方創生拠点整備交付金事業、キャンプ場事務所等新設事業分でございますけれども、これにつきましては施設設計業務の委託に着手しております。

庁舎等災害復旧事業につきましては、役場の大会議室の空調改修工事で6月竣工予定となっております。

西原村復興プラン策定事業については、進捗率は約50%で復興プラン、再生計画については、被害が甚大だった集落と調整しながら再生の計画図を作成している状況でございます。

災害公営住宅整備事業につきましては、敷地測量業務委託でございますが、完了しております。

災害廃棄物処理等事業は、5月末現在で申請棟数1,709棟に対しまして、

解体の進捗率90.1%となっております。

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業については、進捗率0%、震災復旧緊急対策経営体育成支援事業との関係で10月から酪農家への経産牛の導入予定となっております。

震災復旧緊急対策経営体育成支援事業は、着工済みの率としては55%となっております。

その次の公団造林体育成事業については、着工済みの率として80%、工事の発注は完了しております。

その次のがけ崩れ対策事業については、進捗率20%、現地の地形測量及びボーリング調査について調査中でございます。

その次のデジタル防災行政無線同報系システム整備事業につきましては、現在、親局、中継局、屋外子局等現地調査、それから総合通信局免許申請等に向けての調査・協議を行っている段階でございます。竣工予定は平成30年2月末を予定しております。

その次になりますが、防火水槽撤去事業、それから関連して消火栓設置事業でございますが、これは進捗率はまだ0%で、県道堂園小森線道路改良工事に伴う東光石油横の防火水槽の撤去工事費及び消火栓の設置分の簡易水道特別会計の繰り出しで県道改良工事の進捗に合わせて実施予定でございます。

その次の農地等災害復旧事業は、工事の発注済みの率としては50%でございます。

その次の道路橋りょう災害復旧事業については、こちらも工事の発注済みの率としては95%となっております。

その次の公営住宅災害復旧事業については、河原団地の災害復旧事業でございます。事業進捗率としては約30%、現在浄化槽の入れかえ工事中でございます。その浄化槽とは別に住宅内の石垣復旧工事については、工事が完了後、発注を行う予定としております。

その次の公立学校施設災害復旧事業については、山西小学校の駐車場、プール、校舎、河原小学校のプール、浄化槽、西原中学校浄化槽の復旧工事を行っております。工事の進捗については、中学校の浄化槽は5月で完了、河原小学校は7月末までの工期で計画どおりの進捗状況です。山西小学校が9月末の工期となっておりますが、計画どおりの進捗で、教室内のクラックの補修等を夏休みに実施し、完了する予定としております。

最後に、風の里キャンプ場災害復旧事業については、キャンプ場災害復旧に伴う解体工事に着手しております。繰越明許費に係る歳出の予算の経費を翌年度に繰り越した場合は、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会においてこれを議会に報告することとなっております。

以上、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

す。質疑ございませんか。

5番議員、西口義充君。

○5番議員（西口義充君）西口です。

消防費のデジタル防災無線同報系システム整備事業、現在現地調査中ということでございますけれども、この中でちょっと確認なんですけれども、現在、各集落において有線放送等がほとんど使えないような状況になっている集落もたくさんございます。お話によりますと、その有線放送もデジタル無線を利用して各集落に対しての有線放送が使えるようなお話を聞いておりますけれども、その場合、どのような形で使えるのか、ちょっとお聞きしたいと思っておりますので、総務課長、よろしくお願ひします。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）今回デジタル防災行政無線の整備につきまして、有線放送との接続はできないんですけれども、個別の受信機等、それぞれ区長あたりが、その役場に全体的に録音するような装置をつくりまして、そこに録音しとって、それを地元の部分だけに個別受信機に放送するということが可能となっておりますので、可能になる予定となっておりますので、防災無線をつけるということです。

○議長（宮田勝則君）西口議員。

○5番議員（西口義充君）では、区長が行政に、ここに、事務所に来てから録音してから、それを各集落に切りかえて流すというようなふうになるんですね。ちょっと話が。もう1回、どんな形かな。

○議長（宮田勝則君）総務課長、区長さんがそれぞれここに来てしゃべるのかという問いですので、正確にお答えください。

○総務課長（西山春作君）役場のほうに直接来られてからするということではございません。電話回線とか、それを使って集落のところで録音ができると、そしてそれをそれぞれの集落ごとにエリアを区切ってすることができるといふことです。

○議長（宮田勝則君）西口議員。

○5番議員（西口義充君）すみません、ちょっと内容がつかめないんですけれども、じゃ、区長さんが録音する場合の装置は各集落に置かれるというようなことですか。そうじゃない。それを活用して上がると。

皆さん、各集落、有線放送を今後どうするかということで、費用面、見積もり等を相当やっておりますけれども、数百万円単位でお金がかかりますので、デジタル無線を活用してできるようであれば各集落は非常に助かるわけでございますので、簡単に何かできるような方法があれば、活用できる方法が。そこがはっきりわかればいいなと思ひまして質問しました。

○議長（宮田勝則君）総務課長、現在のものを。

○総務課長（西山春作君）先ほど質問がございましたけれども、インターネッ

トとか通信を使ってそれぞれの集落ごとにできるような方向で今する予定としております。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前 11 時 21 分）

（午前 11 時 24 分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

総務課長、簡潔に答弁願います。

○総務課長（西山春作君）集落の個別受信機でエリア分けして放送できるというシステムにする予定としております。

○5 番議員（西口義充君）よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これで、報告第 1 号、平成 28 年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

暫時休憩します。

（午前 11 時 25 分）

（午前 11 時 40 分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第 3、報告第 2 号、平成 28 年度西原村中央簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 吉田光範君 登壇 説明）

○産業課長（吉田光範君）報告第 2 号について説明いたします。

報告第 2 号、平成 28 年度西原村中央簡易水道事業特別会計明許繰越繰越計算書の報告について。

平成 28 年度西原村中央簡易水道事業特別会計明許繰越繰越計算書については、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり繰越計算書を調製し、報告する。

平成 29 年 6 月 13 日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

次のページをお願いいたします。

平成 28 年度西原村中央簡易水道事業特別会計明許繰越繰越計算書、款 1 水道事業費、項 1 営業費、事業名、熊本地震本復旧工事、金額 2 億 4,982 万円、翌年度繰越額 2 億 2,474 万 4,000 円、左の財源内訳、国県支出金 9,697 万 6,000 円、地方債 1 億 2,696 万 8,000 円、その他の特定財源 80 万円、特定財源につきましては、消火栓 4 基の総務費からの繰越金です。内容としましては、昨年

の熊本地震に伴い村営水道施設及び配水管の被災により災害査定を受けた部分で、秋田原配水池から布田までの配水管布設工事が主なものです。ほかに17件の工事がございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これで報告第2号、平成28年度西原村中央簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

日程第4、承認第1号、専決処分の報告及び承認について「（専第1号）西原村税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

内容の説明を税務課長に求めます。

（税務課長 佐藤光弘君 登壇 説明）

○税務課長（佐藤光弘君）承認第1号についてご説明いたします。

承認第1号、専決処分の報告及び承認について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

平成29年6月13日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1枚お開きください。

専第1号、西原村税条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村税条例（昭和39年西原村条例第14号）の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成29年3月31日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

今回の村税条例の一部につきまして、地方税法の一部を改正する法律が3月31日に公布されました。それを受けまして、西原村税条例も4月1日から施行する必要がありましたので、専決処分とさせていただきました。主な内容については、先日配付しております改正する条例の概要でご説明させていただきます。

概要書を見てください。

条例改正の趣旨は、地方税法及び関係法令及び関係する基準省令の一部改正を踏まえ、西原村税条例の整備を行うのです。

内容についてご説明いたします。

税目ごとに説明いたします。まず、個人村民税ですが、条例第33条、第34条の9、附則第20条の2の改正は、特定上場株式等の配当所得及び譲渡所得の源泉徴収を選択した特定口座について、平成29年4月1日から所得税と異なる課税方式を選択することになりました。例としましては、所得税は総合課税、村県民税は不申告制度を選択することが可能となります。

附則第5条は、平成31年度から控除対象配偶者の所得限度額が高くなる改正です。

附則第8条は、肉用牛の所得の免税が3年間延長されました。それによる改正です。

条例第48条、第50条は、法人村民税の改正ですが、上位法の地方税法の条文番号等が改正されたことによる規定の改正です。

条例第61条は、固定資産税の課税標準額の規定ですが、上位法の改正による条文改正です。

条例第61条の2及び附則第10条の2は、わがまち特例の割合を定める規定の改正です。

附則第10条の3は、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減税を受けようとする者が提出する申告書についての規定の改正です。

附則第16条は、軽自動車税のグリーン化特例について、適用期限を2年間延長する改正です。

附則第16条の2は、地方税法の条文の新設に合わせて条例の条文の新設があります。軽自動車税の賦課徴収の特例について規定の新設です。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願います。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第1号、専決処分の報告及び承認について「（専第1号）西原村税条例の一部を改正する条例の制定について」を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、承認第1号は原案どおり承認されたものと決定いたします。

日程第5、承認第2号、専決処分の報告及び承認について「（専第2号）平成28年熊本地震による災害被災者に対する西原村村税等の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

内容の説明を税務課長に求めます。

（税務課長 佐藤光弘君 登壇 説明）

○税務課長（佐藤光弘君）承認第2号についてご説明いたします。

承認第2号、専決処分の報告及び承認について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

平成29年6月13日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1枚お開きください。

専第2号、平成28年熊本地震による災害被害者に対する西原村村税等の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

平成28年熊本地震による災害被害者に対する西原村村税等の減免に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成29年3月31日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

今回の平成28年熊本地震による災害被害者に対する西原村村税等の減免に関する条例の一部改正につきまして、国より平成28年熊本地震による災害被害者に対し、平成29年4月1日から同年9月31日までに納期限が到来する保険税の減免を行った場合は、特別調整交付金で財政支援が行われる連絡があったのが3月16日です。第1回定例会に間に合わなく、4月1日から施行する必要がありますので、専決処分とさせていただきました。

内容につきましては、先日お配りしております平成28年熊本地震による災害被害者に対する西原村村税等の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定についての概要書及び別紙資料1により説明させていただきます。

概要書及び別紙資料1を見てください。

条例改正の趣旨は先ほど説明いたしました。内容については、次の1から3のいずれかの要件に当てはまる世帯が減免の対象となります。

1、罹災判定が全壊、大規模半壊、半壊の世帯。

2、事業収入の額が減少し、3つの要件全てに当てはまる世帯。

3、震災によって主たる生計維持者が死亡または重篤な疾病を負った世帯、行方不明になった世帯。

この3つの要件に2つ以上該当する場合は、優位な要件を当てはめて減免いたします。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第2号、専決処分の報告及び承認について「（専第2号）平成28年熊

本地震による災害被害者に対する西原村村税等の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、承認第2号は原案どおり承認されたものと決定いたします。

日程第6、承認第3号、専決処分の報告及び承認について「(専第3号)西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

内容の説明を税務課長に求めます。

(税務課長 佐藤光弘君 登壇 説明)

○税務課長(佐藤光弘君) 承認第3号についてご説明いたします。

承認第3号、専決処分の報告及び承認について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求めます。

平成29年6月13日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1枚お開きください。

専第3号、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村国民健康保険税条例(昭和35年西原村条例第24号)の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成29年3月31日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

今回の国民健康保険税条例の一部改正につきまして、地方税の一部を改正する法律が3月末に公布されました。それを受けまして西原村国民健康保険税条例も4月1日から施行する必要性がありましたので、専決処分とさせていただきます。

内容につきましては、先日本配りしております西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての概要書によりご説明させていただきます。

概要書を見てください。

条例改正の趣旨は、地方税法及び関係法令及び関係する基準省令の一部改正を踏まえ、西原村国民健康保険税条例の整備を行うものです。

内容についてご説明いたします。

国民健康保険税軽減判定所得の改正ですが、改正内容は、5割軽減の計算の数値が26万5,000円から27万円に、また2割軽減の計算数値が48万円から49万円に改正され、計算方式が表のとおりに変わります。この体制で低・中所得者に対する判定の幅が広くなり、負担が少なくなることとなります。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願います。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第3号、専決処分の報告及び承認について「（専第3号）西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、承認第3号は原案どおり承認されたものと決定いたします。

暫時休憩します。

（午後 0時01分）

（午後 1時00分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

産業課長並びに税務課長より訂正がありますので、まず、最初に報告第2号、産業課長より訂正があります。

○産業課長（吉田光範君）すみません。報告第2号につきまして、繰越明許費という言葉で言わなくちゃならないところを明許繰越費ということで3カ所言っておりましたので、訂正方よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）次に、税務課長に訂正を求めます。

○税務課長（佐藤光弘君）承認第3号において、西原村国民健康保険税条例が昭和35年というふうな形でできた年を言っておりますが、昭和39年西原村税条例第24号というふうに訂正方よろしく願いいたします。昭和35年というふうにできた年を言っておりますけれども、昭和39年のほうに訂正をお願いします。

○議長（宮田勝則君）税務課長、再度訂正をお願いいたします。

○税務課長（佐藤光弘君）承認議案の中にもありますが、言葉で昭和35年と申しましたけれども、承認の条例の中にも昭和35年というふうな形で提出しておりますので、訂正方よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）よございますか。

日程第7、承認第4号、専決処分の報告及び承認について「（専第4号）平成28年度西原村一般会計補正予算（第11号）について」を議題とします。内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 西山春作君 登壇 説明)

○総務課長(西山春作君) それでは、承認第4号についてご説明いたします。

承認第4号、専決処分報告及び承認について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求めます。

平成29年6月13日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1枚あけていただきまして、(専第4号)平成28年度西原村一般会計補正予算(第11号)。

平成28年度西原村の一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,503万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ158億1,476万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成29年3月31日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

5ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正でございます。

追加です。款2総務費、項1総務管理費、事業名、災害公営住宅整備事業、金額200万円。

次に、変更でございます。款5農林水産業費、項1農業費、補正前ですけれども、事業名、震災復旧緊急対策経営体育成支援事業25億2,428万7,000円。補正後、事業名は震災復旧緊急対策経営体育成支援事業、金額26億4,671万6,000円となっております。

あけていただきまして、6ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございます。

第3表を読み上げます。

1、変更。起債の目的、6、公共土木施設災害復旧事業債(河原団地災害復旧事業)です。8、公共土木施設災害復旧事業債(道路橋りょう災害復旧事業)です。10、文教施設災害復旧事業債(公立学校施設災害復旧事業)。

補正前でございます。限度額3,270万円、3億2,660万円、1,740万円。

起債の方法、証書借入または証券発行。

利率、年3.0%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び

地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができる。

補正後でございます。限度額1,940万円、7,480万円、610万円。起債の方法、補正前に同じでございます。利率、補正前に同じ。償還の方法、補正前に同じ。以上です。

続きまして、歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

9ページをお願いいたします。

9ページで歳入でございます。

決算見込みによりまして、予算の増減を行っております。

10ページをお願いいたします。

中ほど、中段になりますけれども、款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税5億3,293万円の増額補正でございます。特別交付税の増となっております。

下段になりますけれども、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目3災害復旧費国庫負担金2億6,559万1,000円の増額補正でございます。道路橋りょう災害普及費負担金2億5,120万6,000円及び公立学校施設災害復旧費負担金1,438万5,000円の増額でございます。

11ページをお願いいたします。

上段、一番上になりますけれども、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目8災害復旧費国庫補助金1,090万円の増額補正でございます。公営住宅災害復旧費補助金の増額でございます。

款17寄付金、項1寄付金、目1指定寄付金1,393万1,000円の増額補正でございます。災害復興復旧寄附金1,212万円などの増額でございます。

その下になります。

款18繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金4億9,000万円の減額補正でございます。財政調整基金繰入金の減額です。

款20諸収入、項3雑入、目1雑入1,800万円の増額補正でございます。公営住宅の災害見舞金の増額でございます。

款21村債、項1村債、目6災害復旧事業債2億7,640万円の減額補正でございます。公共土木施設災害復旧事業債2億6,510万円及び文教施設災害復旧事業債1,130万円の減額補正でございます。

続きまして、歳出のご説明をさせていただきます。

12ページをお願いいたします。

歳出につきましても、決算見込みにより補正等を行っております。

上のほうになります。款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 7 基金費 1,393 万 1,000 円の増額補正でございます。災害復興基金積立金の増額です。

あとは、最後に予備費に 7,180 万円の増額補正を計上しております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第 4 号、専決処分の報告及び承認について「（専第 4 号）平成 28 年度西原村一般会計補正予算（第 11 号）について」を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、承認第 4 号は原案どおり承認されたものと決定いたします。

日程第 8、承認第 5 号、専決処分の報告及び承認について「（専第 5 号）平成 28 年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について」を議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 藤吉昌也君 登壇 説明）

○住民課長（藤吉昌也君）承認第 5 号について、ご説明いたします。

承認第 5 号、専決処分の報告及び承認について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分した事件について、同条第 3 項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

平成 29 年 6 月 13 日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1 枚あけていただきますでしょうか。

（専第 5 号）平成 28 年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）。

平成 28 年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,288 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11 億 188 万 6,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 3 月 31 日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

今回の専決処分につきましては、交付金の決定及び健康保険につきましては4月まで支払いを行います。3月末に保険給付の額の確定によりまして、支払い額の予算に不足が生じたための専決処分でございます。

内容についてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

歳入についてです。

款6県支出金、項2県補助金、目1財政調整交付金1,288万6,000円の追加補正です。これにつきましては、県の普通調整交付金の額の確定による補正でございます。

歳出。続きまして、7ページをお願いいたします。

主な歳出のみご説明させていただきます。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費1,245万円、目2退職被保険者療養給付費38万円の追加補正でございます。3一般被保険者療養費120万円の減額補正でございます。先ほど申しましたとおり、増額分については、3月の支払い額の確定による追加補正でございます。

8ページをお願いいたします。

款12予備費、項1予備費、目1予備費790万円の補正でございます。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第5号、専決処分の報告及び承認について「（専第5号）平成28年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、承認第5号は原案どおり承認されたものと決定いたします。

日程第9、議案第25号、西原村地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君）それでは、議案第25号について、ご説明いたします。

議案第25号、西原村地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

西原村地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定することとする。

平成29年6月13日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の規定を整理する必要がございます。これが議案を提出する理由でございます。

ここから、皆様にお配りしております別紙の西原村地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の案の概要でご説明いたします。

まず、条例改正の趣旨でございますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の規定を整理する必要があるというものでございます。

この法律によりまして、教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置を行うというものでございます。この新しい新教育長は、村長が議会の同意を得て教育長を任命するというもので、任期が3年というものでございます。

2番の内容ですけれども、制定する条例はこの西原村地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例でございます。

内容といたしまして、1条から6条までございまして、それぞれ条例改正を行っていくというものです。

まず、第1条で、西原村議会委員会条例の一部を改正するものでございます。第19条の中で「教育委員会の委員長」を「教育委員会教育長」に改めるというものでございます。

それから、第2条で、報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。別表第1の中で、教育委員長分を削るものでございます。

それから、第3条で、西原村特別職報酬等審議会条例の一部を改正するというものでございます。第2条中「及び副村長」を「、副村長及び教育長」に改めるというものでございます。

第4条で、西原村長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。第1条中「及び副村長」を「、副村長及び教育長」に改める。そして、別表2、教育長分を加えるというものでございます。

それから、第5条で、西原村社会教育委員設置条例の一部改正でございます。第2条第1項中「教育長を経て」を削るものでございます。

第6条で、西原村教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止。この条例を廃止するものでございます。

施行期日は平成29年7月1日で、経過措置がございまして、この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定により、教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例による改正後の規定は適用せず、改正前の規定は、なおその効力を有するというものでございます。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第25号、西原村地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第25号は原案どおり可決されました。

日程第10、議案第26号、西原村課設置条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君）それでは、議案第26号について、ご説明いたします。

議案第26号、西原村課設置条例等の一部を改正する条例の制定について。

西原村課設置条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成29年6月13日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由ですけれども、組織の改編を行う必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、関係条例の規定を改正する必要があるとございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

ここから、皆様にお配りしております別紙により説明をさせていただきたいと思っております。

西原村課設置条例等の一部を改正する条例案の概要をごらんください。

まず、条例改正の趣旨でございますけれども、熊本地震に伴いまして、その復旧復興に膨大な事務等が発生しております。そのため組織の改編を行う必要があるとございます。そのため西原村課設置条例の一部を改正し、関係条例の

規定の改正を行うというものでございます。

主な内容ですけれども、6本の条例の一部改正等を行っております。

まず、第1条で、西原村課設置条例の一部改正を行うように提案をしております。内容といたしましては、住民課を住民福祉課と保健衛生課へ組織改編を行う。産業課を建設課と産業課へ組織改編を行う。それから、震災復興推進室を震災復興推進課へ改めるというものでございます。

第2条ですけれども、西原村子ども・子育て会議設置条例の一部改正でございます。条例第7条のところで、住民課を住民福祉課へ改めるものでございます。

第3条でございます。西原村予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部改正でございます。条例第10条の中で、住民課福祉衛生係を保健衛生課へ改めるものでございます。

第4条で、西原村新型インフルエンザ等対策本部条例の一部改正でございます。この条例の第5条で、住民課を保健衛生課へ改めるというものでございます。

第5条で、西原村産業廃棄物審議会設置条例の一部改正でございます。条例第7条で、住民課を保健衛生課へ改めるものでございます。

第6条です。西原村工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正でございます。条例第6条で産業課を建設課へ改めるというものでございます。

施行期日、平成29年7月1日です。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第26号、西原村課設置条例等の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第26号は原案どおり可決されました。

日程第11、議案第27号、西原村職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君） それでは、議案第27号について、ご説明いたします。
議案第27号、西原村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について。
西原村職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成29年6月13日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございますけれども、職員の定数を見直す必要がございますため、地方自治法第172条第3項の規定により、条例を改正する必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

ここから、皆様にお配りしております別紙でご説明をさせていただきたいと思っております。

西原村職員定数条例の一部を改正する条例案の概要で説明をさせていただきます。

条例改正の趣旨でございますけれども、今回の平成28年熊本地震に伴い、その復旧復興のため、現在膨大な事務が発生しております。今後は、この震災からの復旧復興を迅速に行う必要がございますけれども、職員が不足している状況にあります。また、新たな行政課題や住民の多様なニーズに即応した施策を総合的かつ機動的に展開する人員も必要でございます。このため、職員の増員を可能とするためには、職員定数を見直す必要がございます。そのため、西原村職員定数条例の一部を改正し、所要の改定を行うというものでございます。

2の内容についてですけれども、国との関係省令につきましては、地方自治法第172条第3項で、地方公共団体の職員の定数は条例で定めるとなっております。

2で、一部改正する条例です。それが今回の条例ですけれども、西原村職員定数条例になります。この西原村職員定数条例のうち、職員の定数部分になりますけれども、村長の事務部局の職員71人を78人に改めるものでございます。それから、教育委員会事務局の職員11人を9人に改めるものでございます。そして、合計で85人を90人に改めるというものでございます。

施行期日は平成29年7月1日でございます。

以上でございます。ご審議方よろしく願います。

○議長（宮田勝則君） 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第27号、西原村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第27号は原案どおり可決されました。

日程第12、議案第28号、西原村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

(産業課長 吉田光範君 登壇 説明)

○産業課長(吉田光範君) 議案第28号について、ご説明いたします。

議案第28号、西原村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について。

西原村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を次のように制定することとする。

平成29年6月13日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)の一部を改正する法律の施行に伴い、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定に基づき、条例を制定する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここからは、皆様にお配りしております概要書をごらんください。

西原村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例案の概要についてご説明いたします。

1、制定の趣旨ですが、昨年の平成28年4月1日に、農業委員会等に関する法律が施行され、その中で施行の際に存在する農業委員会の委員は、その任期満了日までの間に限るということになっております。本年10月17日をもって任期満了になる農業委員会の委員ですので、今回新たに定数条例の制定を行うものであります。

2番の主な内容でございます。現行では、西原村農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例で、委員の定数9人、農業委員会等に関する法律第12条、選任による委員、農業協同組合、農業共済組合、土地改良区からの推薦で3人、議会推薦した学識経験者ということで4人、現行では計の16人になっております。

今回の制定後でございますが、西原村農業委員会の委員の定数につきましては12人、西原村農地利用最適化推進委員の定数につきましては9人以内ということで出しております。

その他、西原村農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例(昭和35年西原村条例第17号)は廃止となります。

施行期日、平成29年10月18日から施行する。

参考で農業委員会等に関する法律の改正内容でございますが、業務の重点化、農地利用の最適化の推進を明確にするということでございます。

委員の選出方法の変更ということで、市町村長の任命制ということで議会の同意が必要になります。過半数を原則認定農業者、中立的な立場から1名以上ということになっています。定数は現行の半分程度、上限14名です。

農地利用最適化推進委員の新設でございますが、担い手の農地利用の集積・集約等を推進するということになっております。

以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君）8番、林田です。

ただいま農業委員会のことで順次説明ありましたが、最後のほうで、制定後は農業委員が定数が12名、推進委員さんが9名以内ということで挙げられましたが、選出の方法につきまして、早く言えば、ここでは村長の任命制という、議会の同意が必要ということになっておりますが、それと推進委員さんというのを新設ということで、どのような選出のやり方をされるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（吉田光範君）どのような選出の仕方をされるかということでご質問がございましたが、一応、選出の仕方というか、公募という形で行いたいと思っております。どこから、どういう方を出すかという形じゃなくて、公募という形で行うことを原則にしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）一応、公募ということをお原則としておるということでございますが、公募が定数に満たない場合などの対処といたしますか、そういうことも考えられておられるのでしょうか。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（吉田光範君）公募につきましては、おおむね1カ月の期間を設けるということになっております。中間にまた報告をしなければなりませんので、公募が定数に達しないときには、また期間をどうするか検討するというところでやっておりますので、現行の16から12ですので、今のところ、私としては定数には達するかなとは思っておりますが、以上です。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）そういう対応をされるのであれば、どうにかできるかなと思っておりますが、推進委員さんにつきましてはどのように、これも公募というようなことにされて、同じような感じで行われるのか、ちょっとお聞き

いたします。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（吉田光範君）推進委員さんにつきましても、一応公募という形をとりたいと思っております。

○議長（宮田勝則君）よございますか。ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第28号、西原村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、原案どおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第28号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、次の会議は16日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 1時55分 散 会

第 3 号 (6 月 1 6 日)

平成29年第2回西原村議会定例会会議録

平成29年6月16日、平成29年第2回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成29年6月16日（金曜日） 議事日程第3号

- 日程第 1 議案第29号 工事請負契約の締結について
- 日程第 2 議案第30号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 3 議案第31号 平成29年度西原村一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第 4 議案第32号 平成29年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 5 同意第 2号 西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 6 発議第 1号 西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣について
- 日程第 7 委員会審査報告
- 日程第 8 組合議会報告
- 日程第 9 委員会の閉会中の継続審査申出
- 日程第10 委員会の閉会中の継続調査申出

1、応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	坂 園 まゆみ 君
議会事務局書記	松 永 誠 司 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
教育長	曾我敏秀君
総務課長	西山春作君
企画商工課長	高本孝嗣君
教育課長	塚元利文君
会計管理者	中村義光君
税務課長	佐藤光弘君
産業課長	吉田光範君
住民課長	藤吉昌也君
保育園長	前川ちずる君

○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第3号のとおり行いたいと思いますが、その前に、昨日定例会の審議で訂正がありますので、税務課長より答弁を行います。よろしいですか。

（「はい」の声）

○議長（宮田勝則君）税務課長。

○税務課長（佐藤光弘君）昨日、承認第3号の国民健康保険の関係の条文なんですけれども、西原村国民健康保険税条例が昭和39年というふうな形で作成されているということで申しましたけれども、専第3号のところの昭和39年を、これ昭和35年が正しいでございますので、昭和35年西原村条例第24号の一部を改正する条例ということに訂正をお願いいたします。

改正文の本文の中で、きのうは昭和35を昭和39年にと変更をお願いしますとお願いしましたが、これはもとに戻して昭和35年ということでよろしくお願ひいたします。

○議長（宮田勝則君）日程第1、議案第29号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 吉田光範君 登壇 説明）

○産業課長（吉田光範君）おはようございます。

議案第29号についてご説明いたします。

議案第29号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成29年6月13日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、災補道第2496号、星田北平線道路災害復旧工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額6,389万2,800円。税抜き額5,916万円。

4、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字河原1086番地、会社名、有限会社堀田建設、代表者、堀田賢司。

次のページをお願いいたします。

熊本高森線の旧道部分で、堀切峠付近の災害復旧工事でございます。復旧

延長が220.4mの工事でございます。

内容としましては、コンクリートブロック積み7カ所、のり枠工2カ所、路盤・舗装のやり直し、側溝の布設がえ、ガードレールの設置等でございます。

ご存じのとおり、今回の提案の箇所は布田川断層にも近く、甚大な被害を受けた箇所でございます。現在は、応急工事では通行はできますが、延長も長く、申請金額が5,000万円以上でありますので、現地にて災害査定を受けまして、採択いただきました。

この路線は、河原地区の方々にとっては重要な生活道路でもあり、早急に復旧を行いたく入札を行い、業者を決定いたしましたので、今回提案させていただくものでございます。

以上でございます。審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第29号、工事請負契約の締結について原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第29号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第30号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 吉田光範君 登壇 説明）

○産業課長（吉田光範君）議案第30号についてご説明いたします。

議案第30号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成29年6月13日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、災補道第2463号、田中高遊線道路災害復旧工事。

契約金額4,502万448円。税抜き額4,168万5,600円。

3、契約の相手方、所在地、熊本県菊池郡大津町大林310番地、会社名、

肥後木村組株式会社、代表者、代表取締役澤村奈古。

4、変更前の工期、平成28年10月17日から平成29年6月30日まで。

変更後の工期、平成28年10月17日から平成29年12月22日まで。

今回、提案させていただきました議案につきましては、平成28年10月の第4回臨時会におきまして議決をいただき契約をし、平成29年3月の第1回定例会におきまして、工期の変更を議決いただきました。

村道田中高遊線道路災害復旧工事につきまして、再度工期の変更が必要となりましたので、工事請負契約の変更をお願いするものであります。

付してある箇所図をごらんください。

現場は、田中高遊線のもとホテル入り口付近から延長127m区間の道路のり面の吹きつけモルタルが崩落し、のり面下にあります落石防護柵が道路に押し出されている災害でございます。

工法としましては、現在崩落しているのり面の吹きつけモルタルを取り壊し、現場吹きつけのり枠工、最大のり長10.4mにつきまして復旧し、のり面の下には同じく落石防護柵を設置する工事でございます。

現在の進捗率は35%ほどです。仮設防護柵の設置、のり面の吹きつけモルタルの撤去は既に済んでおりますが、既設モルタル吹きつけ背面の地山には、直径1m以上の転石が点在しており、施工時の安全性を検討した結果、仮設道路をのり面上部に設け、のり面部の掘削及び転石除去を行いました。

現在は、地山の土質状況が復旧工法の再検討を行っている状況であり、これから一連の経過について不測の日数を要するため、工期の変更を行うものであります。

以上でございます。審議方、よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第30号、工事請負変更契約の締結について原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第30号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第31号、平成29年度西原村一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 西山春作君 登壇 説明)

○総務課長(西山春作君) それでは、議案第31号についてご説明いたします。

議案第31号、平成29年度西原村一般会計補正予算(第1号)。

平成29年度西原村の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億3,301万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億5,088万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年6月13日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あけていただきまして、4ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

第2表を読み上げます。

1、追加。起債の目的、12、文教施設災害復旧事業債(公立学校施設災害復旧事業・単独)。13、文教施設災害復旧事業債(公立社会体育施設災害復旧事業)。

限度額1,740万円、510万円。

起債の方法、証書借入または証券発行。

利率、年3.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができる。

2、変更。起債の目的、8、その他公共施設・公用施設災害復旧事業債。

補正前でございます。限度額940万円。

起債の方法、証書借入または証券発行。

利率、年3.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえするこ

とができる。

補正後でございます。右のほうになりますけれども、限度額1,560万円。

起債の方法、補正前に同じでございます。利率、補正前に同じでございます。償還の方法、補正前に同じでございます。以上です。

続きまして、歳入歳出補正の主なものについてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

7ページ、歳入でございます。

上段になりますけれども、款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税5,160万円の増額補正でございます。特別交付税の増額でございます。

その下の欄になりますけれども、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目8災害復旧費国庫補助金1,024万9,000円の増額補正でございます。公立社会体育施設、村民体育館ですけれども、災害復旧費補助金の増額でございます。

その下になりますけれども、款15県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金3,566万5,000円の増額補正でございます。災害救助費県負担金の増額でございます。

その下になりますけれども、項2県補助金、目1民生費県補助金1,066万1,000円の減額補正でございます。応急仮設住宅の維持管理補助金の県復興基金への移行に伴う減額でございます。

その下になりますが、目3農林水産業費県補助金2億6,682万円の増額、震災復旧緊急対策経営体育成支援事業補助金の2億6,082万円の増額などがございます。

その下になります。目5総務費県補助金2億4,409万4,000円の増額、熊本地震復興基金交付金の増額補正でございます。

8ページをお願いいたします。

中段のところになりますけれども、款18繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金9,600万円の増額補正でございます。財政調整基金繰り入れのための増額でございます。

下段になりますけれども、款21村債、項1村債、目6災害復旧事業債2,870万円の増額補正でございます。公立学校施設災害復旧事業、それから、社会体育施設災害復旧事業等の増額でございます。

次に、9ページから歳出でございます。

下のほうになりますけれども、款2総務費、項1総務管理費、目15震災対策費1,085万円の増額補正でございます。解体撤去工事等の増額補正となっております。

その下になります。目17住宅復興費6,058万円の増額補正でございます。災害公営住宅用地購入等の増額補正でございます。

10ページをお願いいたします。

上から2段目になりますけれども、款3民生費、項3災害救助費、目3熊

本地震災害救助費3,566万6,000円の増額補正でございます。被災者住宅応急修理工事費の増額でございます。

中段になりますけれども、款4衛生費、項1保健衛生費、目7震災対策費2,251万8,000円の増額補正でございます。地域水道施設復旧事業交付金、熊本地震の復興基金交付金の増額でございます。

その下になりますけれども、款5農林水産業費、項1農業費、目11震災対策費3億3,844万2,000円の増額でございます。震災復旧緊急対策経営体育成支援事業補助金の増額等でございます。

11ページをお願いいたします。

一番上になりますけれども、款7土木費、項2道路橋梁費、目4がけ崩れ対策費2億83万円の増額補正でございます。被災宅地復旧支援事業交付金の増額でございます。基金等の増額でございます。

12ページをお願いいたします。

中段になりますけれども、款10災害復旧費、項3文教施設災害復旧費、目1公立学校施設災害復旧費1,741万7,000円の増額補正でございます。公立学校施設災害復旧工事等の増額でございます。

その下になります。目2社会体育施設災害復旧費1,538万5,000円の増額補正でございます。村民体育館災害復旧工事等の増額でございます。

説明は以上でございます。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）4番、中西です。

支出の件で、10ページの農林関係の経営体関係の件ですけれども、金額そのものがとやかくではありませんで、実は近隣町村の話ですけれども、公費解体と経営体解体関係で混乱が生じて、負担が生じ、トラブル、何か混乱が一部起こっているそうなんです。経営体はやっぱり個人負担等が発生するようで、一般解体の場合は公費解体で発生しないというか、その混乱が若干生じているところがあると伺いまして、本村の場合はどうかと、大丈夫なのかと思っちょつと伺いたくて。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（吉田光範君）今のご質問についてお答えいたします。

今のうちの経営体につきましては、解体のほうは大体もう甘藷貯蔵庫と、公費解体というか、住民課で行っている解体のほうとのすり合わせができていまして、そういう問題は今のところ全然発生しておりません。以上です。

○議長（宮田勝則君）4番議員、中西君。

○4番議員（中西義信君）安心しました。他町村でそれを聞きましてちょっと連絡がありましたものですから、あなたのところはどうかという話を伺

いまして、こちらの事情は一応は説明したんですけれども、ここで確認のため伺いました。どうも。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君）8番、林田です。

ページは同じく10ページでございますが、衛生費のところ、一応、地域水道の施設復旧事業交付金となっております。これで2,251万8,000円ですか、こういうことで可決されました場合、いづろ各水道組合に、これは仮復旧の分とお聞きしておりますが、お支払いができるのかなということを1点と、いいですか、2点続けていいですか。

○議長（宮田勝則君）よございます。

○8番議員（林田直行君）それから、同じく10ページですが、支援対策事業、災害の経営体支援対策事業で、きのう議員みんなで勉強会をいたしました、作業場といいますか、作業場の非木といいますか、鉄筋あたりで建てられた建物に対して、不動産取得税がかかるということで、きのう4%とお聞きしておりますが、小屋についてですね。住民の方がその内容をまだ把握していない、ただつくったというだけで、何かその周知というか、建ててしまっておられますので、来年になるかとは思いますが、評価されまして、税金をかけられますと戸惑う方が大分おられると思いますので、その周知をできる広報といいますか、そういう手だてをどうにか考えられるかお願いします。

○議長（宮田勝則君）今の質疑の中で、鉄筋造とありましたので、非木造だったかと思いますので、鉄骨を含めてですね。

まず、第1点目、地域水道の復旧に関しての基金の取り扱いについては、産業課長。

○産業課長（吉田光範君）今のご質問についてお答えいたします。

地域水道の今回の補正につきましては、仮復旧分について計上させていただいております。これにつきましては、一応、書類がそろえば、それと熊本県からの基金が村のほうに入ってくれば支払いをしたいと思っております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君）8番、林田です。

期日というのは大まかなあれはまだ答弁というか、はっきりしないということによございませうか。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（吉田光範君）期日については、水道の担当と書類は正式に、はっきり出てきておるのか確認の上したいと思っておりますので、この場ではちょっと期日は、はっきりは申し上げられないところでございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）第1点目はよございませうか。いいですか。

2 件目、税務課長。

○税務課長（佐藤光弘君）非木造の不動産取得税というご質問でしたので、議員さん方のご存じかと思いますが、不動産取得税は県税でございます。きのう研修会をちょっとさせて、県北から来ていただいてちょっと説明もありましたけれども、終わりのほうに周知というふうな話を議員さんのほうからありましたので、ただ、きのう差し上げました資料等では非常に複雑な計算方式になっておりますので、簡易な方法で広報をできるような形で、きのうの説明会の後につきましては、県の職員さんと当方のほうに出していただければ広報はできますよというふうな形で、打ち合わせは終わっているところで。以上です。

○議長（宮田勝則君）よございますか。

林田君。

○8 番議員（林田直行君）わかりました。ということは、チラシか広報紙というような感じでやられるということでもいいでしょうか。

○議長（宮田勝則君）税務課長。

○税務課長（佐藤光弘君）一応、広報紙を考えております。広報紙にもいろいろ期日がありますので、それに間に合うように県のほうには依頼しております。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございせんか。

7 番議員、山下一義君。

○7 番議員（山下一義君）7 番議員、山下です。

歳出の款の2 総務費ですけれども、ページ数は9 ページです。

17 番、住宅復興費の公有財産購入費の6,058 万円、これの場所、よければ場所と土地、あるいは面積をお願いしたいんですけれども。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）私のほうからお答えいたします。

場所等は山西のほうと河原のほうということで、詳細まではまだ今、用地交渉中でありますので控えさせていただきたいというふうに思います。

あとは、面積はそれもどれだけなのか、譲っていただけるのかだけなのか、ありますので、予算的には6,000 万円というふうに計上しております。山林も畑も雑種地もあるということでもありますので、そういったところでご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（宮田勝則君）よございますか。

ほかに質疑ございせんか。

9 番議員、桂悦朗君。

○9 番議員（桂悦朗君）9 番議員、桂です。

ページは10 ページの3、民生費の4 番の応急仮設住宅の管理というところで、委託料で591 万5,000 円、これ県のほうからの補助金が出てると思います

が、この前の説明の中で、不動産関係のところ委託するというものでありましたが、この県の基金というのは何年間これが来るのか。

それと、仕事内容、どこまでを管理してもらえるのか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）復興基金を今回のこの委託あたりにも充てる予定としております。ことしからこの応急仮設住宅管理については、熊本県の復興基金のほうにということになっておりますので、それを活用させていただくと。期間につきましては、この応急仮設住宅の管理につきましては、当然管理をする期間と考えております。

○議長（宮田勝則君）管理をする期間、何年間ですかというお尋ねですけれども、閉鎖までですか。管理内容と。

○総務課長（西山春作君）当然、仮設住宅がある期間というふうに考えております。

管理の内容ですけれども、管理業務と、それから修繕関係の業務、それから、住環境の整備業務ということで考えておりますが、管理につきましては、当然、毎日のようにいろいろと問い合わせはあっておりますので、それから、そのような相談等に即時に対応できるようなことをさせていただくと、それから修繕も、仮設住宅にふぐあいの連絡があった場合に、現場確認して村に報告しながら修繕等も可能な部分は行っていくと、それから住環境整備については、その良好な状態を維持するために、必要な安全確認や整備、それから棟を定期的に点検するようということ。

それから、災害等、何がしかの被害等の状況があった場合は、そういう状態も把握しながら村に報告していただいて対応を行うということを計画しております。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂悦朗君）管理はそういうふうにして管理されるというふうに思います。なぜこれを聞いたかといいますと、こういうふうな団地的なところというのは、いろんな問題が出るわけです。一番多いというのは苦情なんです。苦情の管理をやったりその管理会社はきちんとしていかないと大変なことになると思うんです。だから、多分不動産会社、専門でやっておられるところに頼まれるというふうに思うんです。

そういうところをやはりきちんと今後、管理会社さんがどこまで、どういうふうな状況で、どういうふうな苦情が来ているとか、そういうものも役場のほうはきちんと把握をしていないと、長くおられる方についてはいろんな問題がまた出てくるんじゃないかなというふうにも思います。これ何年と切っているわけじゃございませんので、長くなる人はまた四、五年になる可能性もあるわけです。

でも、それまでやっぱり委託されるのかな、数件になっても委託されるのかなというところもあるわけです。今度はその後も考えていかなくちゃならないというふうに思うんです。そこらあたりはどのように考えておられますか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）先ほど議員さんからもお話があったとおり、人数については数年後、その状況によって減ったりというのは当然あると思いますけれども、今回の場合は、来年の3月までの分でしていると、来年にもしめる場合は、また議会のほうにもご相談しながら予算化もしていきたいというふうに考えております。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂悦朗君）これは何で聞いたかといいますと、次、今度は公営住宅を建てられるわけです。その管理も考えていかなくちゃならないと思います。それをまた役場で管理はできないと思いますので、今度はどのようにそれを考えていくのかというのもやっておかないと問題が出てくるんじゃないかな。

私もちょっと県営住宅の管理のほうにありましたので、いろんな問題が出ているのは、その管理会社が全部責任持ってしなくちゃならないんです。それをじゃ役場の職員ができるかといったら、なかなかできないんじゃないかな。

今度は仮設から公営住宅に移られたと、いろんな問題が出てくると思っていらっしゃるんですね。その中でも、今度は管理していくところもやっぱり考えていかなくちゃならないということで、今回は、このようにして県のほうから補助をもらっているんですが、次からは村でやっていかなくちゃならないというふうに思うんです。そこらあたりも考えといてやっていかないと、次、公営住宅ができた後に慌ててどこにか頼むというふうな状況になると思うんです。だから、先のほうを見ながら行政のほうはやっていかなくちゃならないというふうに思います。

それと、一番問題になってくるというのが、今でも多分、仮設の中で犬を飼っておられる、猫を飼っておられるところもあると思っているんです。これ、ルールというのをきちんとつくってやっておかないと、公営住宅に動物を入れて生活されると、周りから多分苦情も出ますし、今度その後の人が、今度はまた変わって入れられるときに、犬を飼ったところに次の人は入れないんです。そういうのもやはり考えとかなくちゃならない。私も県営の住宅のときに、もう一番問題が大きかったのがその犬の問題なんです。動物がおったら、部屋の中のおいがとれないんです。そういうものも今度はルールをきちんとつくってもらいたいなど。

今回、今、仮設住宅でそういうふうな問題も多分出てきているんじゃない

かなと、そういうものをちゃんと精査して、将来的にどうしていくのかというのも考えておかないと、今後の問題というのはいつまでも解決できない。

それと、よければ住宅80戸という考えでおられますけれども、ペット可というのもやっぱり必要なところは出てきます。高齢者が一人で生活しとったらペットがおったから癒されたという人もおられるんです。

だから、ペット可のところも住宅は決めて、そこはペット可ですと、後はできませんというふうな、そういうルールときちんとつくってもらいたいなと。村長、どうでしょうか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）この件につきましては、また県のほうからも指導があるというふうに思っておりますので、その指導に合わせて、室内でいいのか、あるいは室外ならばいいのか、そこら辺も踏まえて検討していかなきゃならないというふうに思います。

そして、また村は村で、ペットはいいのか悪いのか、ペット可のところをつくれれば、その後に入る、先ほどおっしゃったように、入る人がおられんというふうになるとまた困りますので、そこら辺は今後また見ながら精査していきたいというふうに思います。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）今、村長、答弁されましたけれども、私がなぜペット可とせないかんかといったら、どうしてもやっぱり犬猫がおらんと寂しいという、今、孤独死とかそういう問題も出ております。やはり癒しの部分もなからんといかんところもありますので、最初からそういうルールというのをきちんつくらないといけないなということで、私も今さっきちょっとお話をしたわけですが、常にそういう管理センター、管理会社、やっぱりそういう情報も聞きながら、早目からそういうものに取り組んでおられたほうがいいんじゃないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

9番、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）9番、桂です。

ここに、アスベストの件が委託というか、わずかな金額出ておりましたが、9ページ、5万2,000円ですか。今回、解体がかなり多うございました。その中で、アスベストがこちらのほうにあったという報告はございましたでしょうか。

○議長（宮田勝則君）住民課長。

○住民課長（藤吉昌也君）今の質問にお答えいたします。

一応、アスベストにつきましては、委託業者のほうに調査いただき、適正な処理をしたということで、担当のほうから伺っております。

- 9番議員（桂 悦朗君）ということはあったということ。
- 住民課長（藤吉昌也君）そこまでは、すみません、ちょっと確認はしていませんが、調査は全部やってから解体をやったということで担当のほうから聞いております。まことに申しわけございません、そこまでちょっと確認はしていません。
- 議長（宮田勝則君）9番、桂君。
- 9番議員（桂 悦朗君）このことは、解体した材料はグラウンドのほうに全部運んでおられたわけですから、もしアスベストがあれば、あの中にまじって、今度は逆に言ったら土壤にそういうものがあれば、整備した後にあそこを使うときに、今度はそのアスベストが飛散したりとかしたらいけないからということで、今お尋ねしたわけで、そういうものはやっぱりきちんとしておかないと、次、グラウンドを使うときに、病気が出た、そういう問題が出たとか、そういうことだったら、今、管理ができていなかったんじゃないかなということになりますので、もう一度ちょっと調べてでもやっておいてください。以上でございます。
- 議長（宮田勝則君）村長。
- 村長（日置和彦君）アスベストについては、今、テレビ等でもいろいろ言われておりますので、そこら辺を心配してからの質問だろうと思います。
- 今、これはあくまでも調査費ということで予算計上させていただいておりますけれども、今まであったかなかったか調査はしておりますので、その結果は、担当のほうに聞いて、後でまた担当課長のほうからお答えをさせていただきますので、よろしくをお願いします。
- 議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。
- 6番議員、上野正博君。
- 6番議員（上野正博君）6番、上野です。
- ページは10ページの5番、農林水産費です。農地費、ここの委託料についてちょっとお聞きします。
- 委託料648万円、予算組んであります。農村地域防災減災事業ということでハザードマップの作成、これは自然災害のときのため池3カ所ということで、布田、下小森、宮山のため池のハザードマップということのようですが、これは自然災害のときの情報や避難場所なんかを地図上にしたチラシかと思いますが、立て看板なんかの設置なんかはないわけですか。これ1カ所で大体210万円ぐらいの予算になりますけれども、その辺のところちょっと詳しくお願いしたいと思います。
- 議長（宮田勝則君）産業課長。
- 産業課長（吉田光範君）今の質問についてお答えいたします。
- 今回、予算に計上しておりますのは、補助事業としまして、歳入が600万円、歳出が600万円ということで、そのまま出ていく分ですので、一応、ハ

ザードマップだけのことでございます。

立て看板につきましては、県のほうと今の布田の堤については、今、改修をしまして、もうほぼ竣工に近いと思っておりますけれども、現状を見ながら県のほうとの事業があるならば看板を立てていきたいと思っておりますが、宮山あたりももうできて何年かなりありますが、宮山のほうは看板が立っています。どの辺でどういう部分で看板が要るのか、地元の関係者の方と打ち合わせをしながら、できる部分はしていきたいと思っておりますが、以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）よございますか。

ほかに質疑ございませんか。

3番議員、坂本隆文君。

○3番議員（坂本隆文君）3番、坂本です。

ページは8ページの21、村債の6、災害復旧事業債です。1,740万円ほど、公立学校施設災害復旧工事、ありますけれども、これが決まれば、今、業者のほうが大変忙しいということで、夏休みとか冬休みとかその辺できなかった場合、工事はどのように進めていかれるのでしょうか。

○議長（宮田勝則君）教育課長。

○教育課長（塚元利文君）一応、休みということで考えておりますけれども、できなかった場合も一応授業などには迷惑のかからないように、なるべく進めていきたいとは考えております。以上です。

○議長（宮田勝則君）3番、隆文君。

○3番議員（坂本隆文君）授業には迷惑がかからないようにということですので、例えば夜間工事とかその辺も考えておられるのでしょうか。

○議長（宮田勝則君）教育課長。

○教育課長（塚元利文君）まだ今のところそこまでは考えておりません。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第31号、平成29年度西原村一般会計補正予算（第1号）について原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第31号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第32号、平成29年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 藤吉昌也君 登壇 説明）

○住民課長（藤吉昌也君）議案第32号についてご説明いたします。

議案第32号、平成29年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

平成29年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,821万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年6月13日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

今回の補正予算につきましては、後期高齢者医療制度発足以来、後期高齢者医療広域連合電算システムの設定の一部に誤りがあり、一部の被保険者につきまして、本来納付すべき金額と異なる保険料が賦課されておりました。今回、正しい保険料に修正賦課を行い、保険料が過大になっている被保険者に対して、還付をするための補正予算であります。

内容につきましてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

歳入、款5諸収入、項2償還及び還付加算金、目1保険料還付金15万円、目2還付加算金2万円の増額補正でございます。これにつきましては、歳出にも計上しております還付金と還付加算金の支出額に対しまして、後期高齢者医療広域連合より支払った分だけ、還付した分だけ歳入が入ってまいります。

続きまして、7ページをお願いいたします。

歳出、款4諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1保険料還付金15万円、目2還付加算金2万円の増額補正であります。これも先ほどご説明いたしました保険料が過大になっている被保険者に対しましての還付するための増額補正であります。

以上でございます。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1番議員、堀田直孝君。

○1番議員（堀田直孝君）1番議員、堀田です。

確認ですけれども、システムが間違っていたということですが、これは本

村のシステムじゃなくて、広域連合のシステムが間違っていたということでよろしいでしょうか。

○議長（宮田勝則君）住民課長。

○住民課長（藤吉昌也君）今、堀田議員のご指摘のとおり、広域連合全体、これは国のシステムです。そのシステムの保険料の均等部分の軽減の判定に誤りがあったということで、これは全国にて還付もしくは徴収という形で今回上がっております。以上です。

○議長（宮田勝則君）よございますか。

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第32号、平成29年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第32号は原案どおり可決されました。

日程第5、同意第2号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君）それでは、同意第2号についてご説明いたします。

同意第2号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

西原村教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

平成29年6月13日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

住所、西原村大字河原855番地1、氏名、坂本健一、生年月日、昭和27年2月20日。

提案理由は、教育委員坂本健一氏の任期満了に伴い再任いたしたく、任命のため議会の同意を要するためでございます。

次のページに履歴書を添付させていただいております。

以上でございます。ご審議方、よろしく願います。

- 議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりました。
これより同意第2号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて質疑に入ります。質疑ございませんか。
（「質疑なし」の声）
- 議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論ございませんか。
（「討論なし」の声）
- 議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。
これより本案を起立により採決します。
同意第2号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
（起立全員）
- 議長（宮田勝則君）全員起立であります。
よって、同意第2号は原案どおり同意することに決定しました。
日程第6、発議第1号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣についてを議題とします。
お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおり派遣することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声）
- 議長（宮田勝則君）異議なしと認めます。
よって、発議第1号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。
日程第7、委員会審査報告についてを議題とします。
委員会審査報告書は議席に配付のとおりです。
まず最初に、総務福祉常任委員会の審査報告を委員長に求めます。
総務福祉常任委員会委員長、桂悦朗君。
（総務福祉常任委員会委員長 桂悦朗君 登壇 報告）
- 総務福祉常任委員会委員長（桂悦朗君）9番議員、桂です。
総務福祉常任委員会より付託されました請願書の審査結果について、会議規則第77条の規定により報告いたします。
請願書、受理番号1番。
請願者、熊本県建築労働組合東部支部執行委員長増田正則、西原村分会長村上真。
件名、熊本地震被災者の住宅再建に関する請願。
6月13日第2回定例会において、総務福祉常任委員会に付託されましたので、14日に委員会を開催し、慎重に審議しております。
その結果は不採択と決定しましたが、それに当たりましての経過報告をしたいと思います。

近隣の町村の動向も参考にし、請願書及び意見書案の内容を審議いたしました。

請願の趣旨については、全員がよくわかるという意見でございましたが、意見書案の文書に関しましては、皆さんの意見はこのままの文書では国に出せないということになりました。改めて委員会で意見書案を作成し、委員会より発議で提案し、9月の定例会に採択できる方向で進めていきたいということで、不採択と決定いたしました。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）これより総務福祉常任委員会審査報告に対する質疑を行います。委員長並びに執行部に質疑ございませんか。

5番議員、西口義充君。

○5番議員（西口義充君）5番議員、西口です。

この請願書、私が紹介議員ということで請願を出させていただきました。何分にも一部損壊の方に対しては、非常に手厚い補助がなかったということで、いろんな地域からの声援もありまして、今回、西原村のほうでも出していただけないだろうかというお話が、熊建労よりございました。私もその組合員の1人でございます。同じ被災を受けた者として、やはり一部損壊の方にも何らかの手当て、支援はいただいて、村のほうから、議会のほうからでも国に要望書を出していただきたいということで、請願に対して紹介議員になったわけでございますけれども、9月の定例会まで持って行って、可決まで持っていただけるというようなお話でございますので、今回はこの不採択には不満がありますけれども、9月に期待して私の答弁を終わります。

○議長（宮田勝則君）西口議員、今のは質疑の時間ですので。

○5番議員（西口義充君）質疑を終わります。

○議長（宮田勝則君）ただいまの質疑に対しまして、委員長、何かありますか。

○総務福祉常任委員会委員長（桂 悦朗君）委員会の中でも、西口議員が紹介者ということで、西口議員と話をしながら、また新しく作成して、それを今度発議として提案したいというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいというふうに思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、自席に帰ってください。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

請願書受理番号1番、熊本地震被災者の住宅再建に関する請願を採決します。

この請願書に対する委員長の報告は不採択です。請願書受理番号1番、熊本地震被災者の住宅再建に関する請願を採択することに賛成の諸君の起立を

求めます。

(起立少数)

○議長(宮田勝則君) 起立少数であります。

したがって、請願書受理番号1番は不採択とすることに決定しました。

次に、産業教育常任委員会の審査報告を委員長に求めます。

産業教育常任委員会委員長、林田直行君。

(産業教育常任委員会委員長 林田直行君 登壇 報告)

○産業教育常任委員会委員長(林田直行君) 8番、林田です。

ただいまより産業教育常任委員会の審査の報告をいたします。

審査報告、平成29年6月16日、西原村議会議長、宮田勝則様。

西原村議会産業教育常任委員会委員長、林田直行。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

事件の番号、陳情書受理番号1番。

陳情者、万徳水道組合長、東邦寛、葛目水道組合長、桂正博、小森水道組合長、片山勝潔。

件名、村営水道への加入金減免措置に関する陳情書。

審査の結果、平成29年6月23日に第2回定例会におきまして、産業教育常任委員会に付託された本付託事件については、6月14日委員会において慎重に審査しました結果、不採択と決定しました。

不採択になりました経過を説明いたします。

村営水道の加入金は加入者が負担すべきものであり、村営水道が始まってから全加入者から加入金を納めてもらっています。昨年の熊本地震後、既に村内外から村営水道の給水区域内に住宅等を再建され、新たに加入金を納めてもらっている状況であります。

もし、今回の陳情書に提出されている水道組合のみの対象者に減免を認めてしまった場合は、公平に欠けると思われます。しかし、生まれ育った地元に戻り、住宅を再建される方々に被災した各組合が本復旧費を熊本復興基金を利用しても2割が地元組合負担となります。

ここで、小森水道組合は約300戸あり、給水区域も広大であることも考慮すると、復旧費用も高額であり、2割の全額負担をすとなれば今後の個人の復興の足かせになるのではないかと、このことは万徳、葛目水道組合にも同じことが懸念されます。

このようなことから、議会としましても何らかの補助は必要と考えている。よって、陳情の内容を当委員会で審査した結果、村営水道への加入金の減免としては不採択としますが、水道施設の本復旧に係る負担額の一部を助成す

ることを執行部に求めると決定いたしました。

以上、審査報告を終わります。

○議長（宮田勝則君）これより委員会審査報告に対する質疑を行います。

委員長並びに執行部に質疑ございませんか。

5番議員、西口義充君。

○5番議員（西口義充君）5番議員、西口です。

今回の陳情書の取り扱いにおいては、各方面から検討した結果、不採択と
いうような取り扱いとなり、私も委員会の中の1人として大変残念でもあり
ました。各組合の皆様に対して大変申しわけない気持ちでいっぱいござい
ます。

しかし、諦めたわけではありません。この水道の復旧には組合員皆様の生
活がかかっており、一番心配をされている大きな問題でもあります。今回、
私も皆様の代弁者として質問をさせていただきます。

村執行部としては、この問題を今後どのように考えておられるのか、村長
のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（宮田勝則君）日置村長。

○村長（日置和彦君）きょうは後ろのほうにも傍聴の方がこの件についてどう
なるかと心配して来ておられることというふうに思っております。

ただいまの陳情書につきましては、過去の村営水道への加入者に対しての
公平性と、そしてまた3組合以外での個人の宅地の移転された場合の加入金、
あるいは、新たに加入される方、または加入済みの方などいろいろ村内一円
に多くおられると思います。

よって、3組合だけ加入金減免というのは厳しいということであり、加入
金については全て加入者に公平性の面から影響が与えられるので、今回の陳
情書は不採択という結論であるというふうに思っております。

産業教育常任委員会の議員の皆さんにおかれましては、慎重に審査をして
いただき、結果につきましても、公平性からも当然であり、村民、村全体を
考えても私も納得するところでございます。

今、西口議員から何か別の方法で支援できないかというお話でございま
すが、そちらのほう、減免ができないならば工事費を支援するならばいかがか
なというふうに考えております。熊本地震で被災され、生活を再建するには、
我が家の再建、そしてまた農業施設や農業倉庫等の再建等でそれぞれが負担
がございまして。村営水道の加入金を納付するのも大変厳しいことも理解をし
ておるところでございます。

復旧工事につきましては、村営水道に加入すれば復興基金から80%で、組
合負担が20%となっております。しかしながら、先ほどお話がありましたよ
うに20%といえども多額になってまいりますので、議会の了解をいただきま
すならば、補助金として組合に交付するならばと考えているところでござい

ます。

いずれにしても、公金を出すわけでありますので、まずはそのまま出していいのか、あるいは条例の制定が必要になってくるのではないかということも考えられますので、話が進めば条例を制定したいというふうに思って、支援したいというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）5番、西口君。

○5番議員（西口義充君）村としても今後のことを考えておられます。

単刀直入にお聞きします。村としてはどれぐらいまでだったら出せるのか、お答えをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）どれだけ負担するかということですが、これは全ての水道組合において、まずは、水道組合に加入することが絶対条件になります。万徳と葛目水道組合は意思表示をされておりますが、まだ小森水道組合が村営水道に加入するということは決定をしておりません。5分の4（80%）が、基金でありますので、残りの20%、つまり工事費の20%の負担金の、まだ申し上げていいかわかりませんが、議会の理解をいただければ30%から40%以内で補助するならばと今検討しているところでございます。

ただし、熊本地震からの災害復旧に限りとさせていただきますというふうに思っております。ただ、補助金をもらえるならば村営水道に合併するとしか今のところ聞こえてまいりません。先ほど申しましたとおり、合併するのは絶対条件でありますので、村営水道に加入されるならば補助の対象とさせていただきますというふうに思っております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）5番、西口君。

○5番議員（西口義充君）今回、初めて執行部からのお考えを聞くことができ、また、きょう傍聴席の方も少し納得されるか、されないかわかりませんが、これまでのお考えを聞き出すことができ大変私もほっとしております。何しろ水道の配管、露出のままで今やっているわけでございます。一刻も早い復旧が望まれますので、早目に、今度は18日が小森水道組合の総会ということで、そこで方向性を決めていただき、また村と一緒に、地元の負担の軽くなるような政策になっていくように、村当局もよろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）前向きに検討してまいりたいというふうに思っております。また、村がなぜ補助をするのかということをお聞きすると、本来ならば、村営水道に加入するのは、今回はその災害があったからこそ、こんな話があります。災害がなければそのまま村営水道に加入することが可能でありますけれども、今回、その被災に遭っておりますので、その水道管の

布設がえ、あるいは施設とかが合併後は村に移管をされます。簡易水道の財産になり、維持管理を村が今度はしなくてはなりません。水道組合も大変でしょうが、双方がよくなることと思ひ補助するならばと思っております。その補助も捉え方では材料の一部ということで、考えていただくならばありがたいというふうに思ひます。

我々も今度はどこから金を出すのか、村の一般会計から出すのか、これには異議があるというふうに思っております。簡易水道会計からするのか、あるいは全国から寄せられた災害の寄附金等からするのか、これも今後考えていかなきゃならないというふうに思っておりますので、できるだけこの3組合の方々に対しましても、被災を受けておられますので、そういった方向で支援をするならばというふうに考えておりますので、どうかご理解をいただきたいというふうに思ひます。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、委員長は自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論がないようですので、討論を終結します。

陳情書受理番号1番、村営水道への加入金減免措置に関する陳情書を採決します。

この陳情書に対する委員長の報告は不採択です。陳情書受理番号1番、村営水道への加入金減免措置に関する陳情書を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（宮田勝則君）起立少数であります。

したがって、陳情書受理番号1番は不採択とすることに決定しました。

日程第8、組合議会報告を行います。

組合議員から報告がございましたらお願い申し上げます。

8番議員、林田直行君。

（8番議員 林田直行君 登壇 報告）

○8番議員（林田直行君）8番議員、林田でございます。

益城、嘉島、西原環境衛生組合よりご報告申し上げます。

前回、平成29年第1回の定例会におきまして、組合議会報告を行いました。訂正がありましたのでご報告いたします。

第1回の定例会の報告内容としましては、平成28年度の補正予算について、補正額を申し上げ、補正後の予算額を報告しなければならなかったところ、補正前の予算額を報告しておりましたので、今回の定例会で訂正をお願いい

たします。

読み上げます。歳入、財産収入3,735万円、補正額マイナスの158万8,000円、補正後3,576万2,000円、国庫支出金1億8,824万4,000円、補正額2億2,028万4,000円、補正後4億852万8,000円、組合債1億8,820万円、補正額マイナス1億1,320万円、補正後7,500万円、歳入合計12億2,567万円、補正額1億549万6,000円、補正後13億3,116万6,000円。

歳出が、衛生費、補正前10億9,361万4,000円、補正1億549万6,000円です。補正後が11億9,911万円となっております。

歳入合計は12億2,567万円、補正が1億549万6,000円、補正後の金額が13億3,116万6,000円となっております。

また、平成29年度の環境衛生組合の一般会計におきましても、分担金及び負担金のみの報告となっていましたので、平成29年度の当初予算額を報告いたします。

一応、本年度の歳入歳出予算額を述べます。

歳入、分担金及び負担金4億3,706万3,000円、使用料及び手数料6,320万円、財産収入3,319万9,000円、繰入金1,000円、繰越金5,000万円、諸収入665万9,000円、国庫支出金3,228万2,000円、歳入合計6億2,240万4,000円。

歳出の部ですが、議会費240万4,000円、総務費4,357万1,000円、衛生費5億6,592万5,000円、公債費750万4,000円、予備費300万円、歳出合計6億2,240万4,000円となっております。

それから、前回漏れておりました熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会におきまして、現在、新しく合併を前提として協議がなされております。

その中で、廃棄物の処理場ですが、施設の廃棄物処理場のスケジュールといたしまして、現在、候補地の選定の中で、一応、住民周知ということで、公募で平成29年7月から9月まで候補地の選定を行うため公募をされておりますので、各囑託といたしますか、山西と河原の区長さんたちは連絡が行っておりますが、一応、それが公募期間となっておりますのでご報告申し上げます。以上です。

○議長（宮田勝則君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねございませんか。

（「なし」の声）

○議長（宮田勝則君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかに報告ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（宮田勝則君）ないようですので、これで組合議会報告を終わります。

日程第9、委員会の閉会中の継続審査申し出についてでございます。

お手元に配付の常任委員会の申し出に従いまして、産業教育常任委員会委員長、林田直行君から申し出がっております。

事件、理由については、記載のとおりです。

お諮りします。委員長からの申し出どおり、閉会中の継続審査にすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出どおり、閉会中の継続審査にすることと決定しました。

日程第10、委員会の閉会中の継続調査申し出についてでございます。

お手元に配付の各常任委員会の申し出に従いまして、議会運営委員会委員長、上野正博君、総務福祉常任委員会委員長、桂悦朗君、産業教育常任委員会委員長、林田直行君、以上の方から申し出がっております。

事件、期限等については記載のとおりです。

お諮りします。各常任委員会からの申し出どおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員会からの申し出どおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程、会期日程は全部終了しました。

本日は、これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認め、平成29年第2回西原村議会定例会を閉会いたします。

午前11時39分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 宮 田 勝 則

4 番議員 中 西 義 信

5 番議員 西 口 義 充